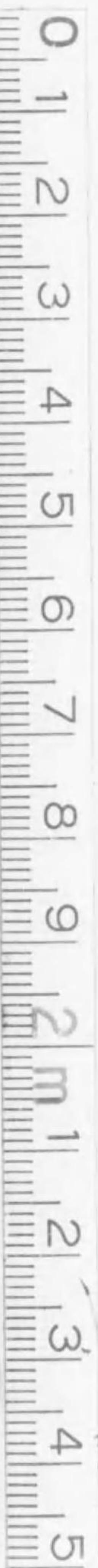


日本外史

卷之三

特257

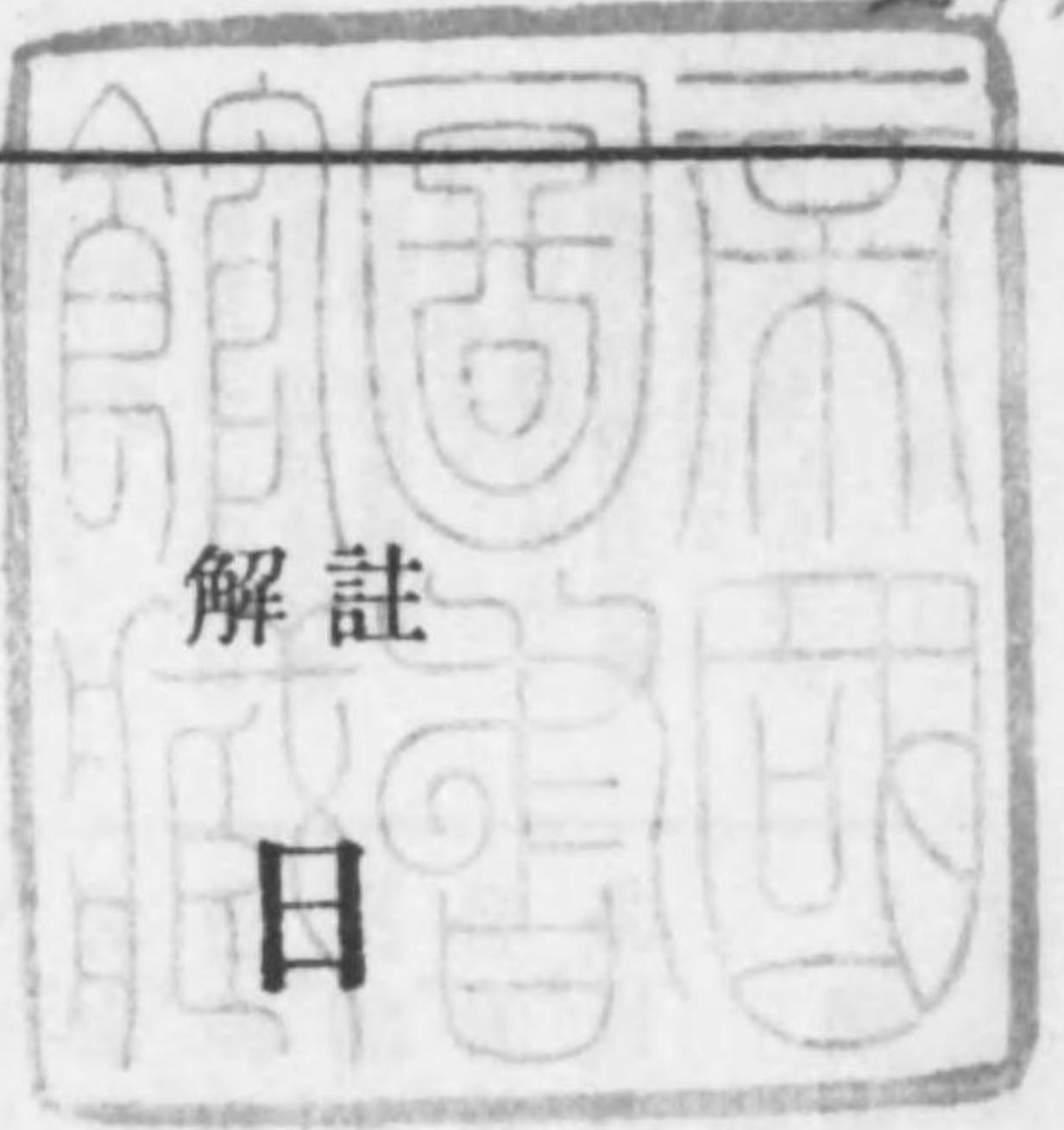
245



始



特257  
245



本  
外  
史

卷之三  
卷之四



340-295

## 解義

(法皇)後白河法皇  
(除官)に叙す  
(聽院昇殿)法皇御所の御殿に昇ることをゆるす  
(粗鄙)粗暴鄙劣  
(不任)似付かぬ事  
(嗤笑)そしり笑はれること  
(叔季)叔は兄、季は弟なり  
(鄙人)義仲自身を稱す  
(間)關係する  
(杳)問たづね問ふ  
(情)誠心誠意

## 日本外史卷之三

源氏正記

賴襄子成著

是月。法皇會諸公卿。論討平氏功。賴朝第一。義仲第二。叙義仲從五位下。任左馬頭。除後守。除行家備。後守二人不悅。更除義仲伊豫守。行家備前守。竝聽院昇殿。收平氏五百餘邑。賜其百四十子。義仲留衛京師。世呼曰旭日將軍。義仲生長山野舉止粗鄙。不任衣冠。爲京人所嗤笑。初以仁王子爲リヨ。僧奔越後。稱北陸宮。年十七。義仲奉以入京師。八月。法皇以乘輿西奔。京師無主。議立天子。時有高倉帝皇子二人。叔五歲。季四歲。法皇欲擇而立之。因宣問之。義仲。義仲屬意於北陸宮。奏曰。立君重事。非鄙人所敢問。然辱受咨問。敢不竭情。

(故三條宮)以仁王  
(幽厄)押込の御難  
儀を云ふ  
(時命)時機と天命  
(殞身鋒鏑)鋒と鏑  
に斃る。戦死のと  
(遺令)遣されし御  
令旨たり  
(胤)以仁王の子  
(憤懣)いきどほり  
いかること  
(歎掠)かすめ取る  
(數奇)運命不遇  
(水島)備中  
(擇任國)すきに乘じ  
(擇任國)國守に任せらるゝ國を撰ぶ  
(輩下)天子の御ひ  
ざもと

(騒擾)騒き亂るト  
(間状)状態を尋ね  
(舉止)詳雅)綿密に  
してみやびやか  
(明晰)はつきりと  
して明瞭のこと  
(故主)前の持主  
(貢賦)租税  
(詞)様子をさくり  
うかゞふ  
(詰)詰問  
(貳)ふた心のこと  
(雌雄)勝敗  
(讒人)悪口する者  
(問執)捕へる  
(慰解)なだめる  
(幸臣)御氣に入り  
のけらいのこと

故三條宮憤平氏之專横欲拔陸下於幽厄。時命未會殞身  
鋒鏑天下悲之。臣之樹功於今日亦奉遺令也。今議建立而  
不及其胤。人心云何。法皇以其嘗爲僧不聽。トニ二皇子叔吉。  
法皇納寵姬言欲立季再ト而立之是爲後鳥羽帝。法皇頗  
厭義仲欲召賴朝來京師。義仲爭爲不可。弗聽。義仲憤懣而  
北兵乏糧。四出歎掠法皇患之。時平氏在南海屢侵山陽行  
家請赴討。詔許之。義仲曰。行家雖勇數奇。不可使將。乃更命  
義仲。義仲發京師以足利義清等爲先鋒。閏月。義清與平氏  
戰于水島。敗死。義仲欲進攻南海。途聞賴朝遣兵且入京師。  
則引還。有詔止之。不肯。先是法皇使者至鎌倉。賴朝廷見。言  
曰。平氏棄京師自逃。而義仲行家擇虛入之。乃衿功要賞。敢  
擇任國。胡爲者也。臣當疾往伐之。而藤原秀衡等日窺臣背。

臣未可以奉詔。且帥大兵入輩下。徒爲騒擾。使者歸報公卿  
皆想望賴朝風采。爭問狀使。者言。賴朝軀矮而面大。然舉止  
詳雅。言語明晰。非義仲比也。賴朝又使使奏曰。平氏所侵諸  
邑。宜盡復其故主。臣等不宜利之。平氏降者。宜從赦宥。臣嚮  
被宥。故有今日。源平竝立同衛王。家古制爲然。自朝廷視之。  
何有彼此哉。法皇益屬意於賴朝。屢使使召之。於是賴朝使  
弟範賴。義經。監關東貢賦。上以調義仲。義仲欲拒之。與行  
家謀。奉法皇於軍行。家素有寵於法皇。密奏之。法皇乃使僧  
靜憲詰義仲。對曰。孰造此言者。臣徒慨官家之貳於賴  
朝也。故欲與決雌雄耳。願得賜討。賴朝宣。遂詣法皇宮獻誓  
書。且請間執讒人。詔慰解之。十一月。屢詔趣義仲西征。曰。或  
謂汝之不西。欲謀不良也。義仲對以備東兵。而歎掠益甚。法

(反形)謀反の形跡  
(驟)にはかに  
(剝豪戸)富豪の家の  
の物を取り上げる  
(皇人)皇族  
(抄掠)物をかすめ  
取ること  
(讒)告口して  
(闕)法皇の御所  
(詣)参内して  
(牆塀)のここと  
(踴躍)おどり立ち  
(罵)悪口すること  
(咄嗟)直に云ふと  
(走匿)逃げ隠れる  
(縱火)火をかけて  
(奉)押込み奉ると  
(停)一時取上げ  
(開諭)道理を言聞

かして論す  
(室山)播磨の地名  
(畔)從はねこそ  
(告變)義仲の亂暴  
を知らず  
(檄)出兵の命令書  
を廻して出軍さす  
(解説)申しわけ  
(戒)用心して  
(通)取次がすこそ  
(木曾)義仲を云ふ  
(阻)くひ止むると  
(騎渡)馬で渡ると  
(駿馬)名馬のこと  
(池月)いけつき  
(磨墨)するすみ  
(銳勇)鋭く勇武  
(乘)乗料  
(盍)何ぞ、ざる

皇遣其幸臣平知康詰之。知康善擊鼓。稱鼓判官。義仲曰。鼓  
判官反欲爲人所擊乎。知康怒還報曰。義仲反形已成。請討  
之。法皇聽之。驟徵叡山圍城寺僧兵。以知康將之。義仲會將  
士言曰。我有功無罪。何遽至此。我以五萬士馬留衛京師而  
官無所給。不剝豪戸。何以生存。然未嘗敢抄掠皇人也。彼鼓  
乃讒我以至此。我將擊而破之。樋口兼光。今井兼平。切諫之。  
勸其詣闈降。義仲怒曰。吾自起兵數十戰。未嘗知有所謂。謂降  
者。卽降。吾反爲鼓所擊殺耳。遂令將士曰。吾今日決死。汝輩  
勉之。勿爲頼朝所笑。乃分軍爲七隊。圍法住寺。知康上牆踴  
躍罵義仲。義仲咄嗟赴之。知康走匿。北兵縱火索之。不獲。遂  
奉法皇子攝政第。帝于閑院停公卿以下至知康宮爵。自爲  
院廄別當。先是。義仲娶藤原基房女。於是基房徐開諭之。乃

徒法皇子西洞院自辭其官爵。元暦元年正月。義仲叙從四位下任征夷大將軍。先是行家與平氏戰室山敗。遂據河内。畔義仲。義仲遣樋口兼光將兵擊之。而範賴義經已至伊勢。橋公友者往告變焉。遂赴鎌倉。賴朝見公友曰。義仲有罪。宜  
詔臣誅之。知康何人也。焉得與義仲敵。乃檄八州將士西討。義仲而知康來鎌倉。欲自解說。賴朝戒内外勿爲通知。康至。無肯顧者。無幾何。徵兵聚者六萬。乃盡委之於範賴義經。因令曰。木曾阻我兵。必於宇治河。皆具善馬。可以騎渡。賴朝有駿馬二。曰池月。曰磨墨。梶原景時有寵。其子景季年少。銳勇。於是請得池月。以先登。賴朝曰。乞焉者多。吾不與也。顧範賴等戰不能克。吾且親往。此吾乘也。乃賜磨墨。諸將士皆發明。日佐佐木高綱自近江來謁。賴朝問曰。聞汝在近江。盍直從。

(訣別)此世の別れ  
(奉指揮)指圖受る  
(罷)かれて  
(拜舞)じきして喜び  
(戒之)注意を與へ  
(記之)覺えて居れ  
(誇示)自慢する  
(嘶)馬の鳴くこと  
(幅)腹を立てゝ  
(視彼)高綱を愛す  
(寧)いそと云ふ  
(公)頼朝を指す  
(二良)高綱と景季  
(扣刀)刀を取直し  
(久瀬)久しく會は

軍入京乎。高綱對曰。臣如從軍。不敢期生欲一見君訣別。且奉指揮也。馳三日乃達。臣唯一馬罷不可用。故後期在此。賴朝喜因謂之曰。汝能爲我先登於宇治乎。曰。能。臣居河上識其淺深也。於是遂出池月賜之。高綱感喜謝曰。君聞高綱未戰而死則不能先登也。聞未死而戰則先登者高綱也。拜舞而出。頼朝呼返戒之曰。景季等乞焉而不與。汝記之。對曰。諾。時大軍陣于浮島原。景季視群馬無過磨墨者。牽而上。已而高綱僕牽池月至過丘下。景季問曰。誰乘僕。對曰。佐佐木氏之乘。景季大懼。曰。不圖公之視彼。踰我。我寧與彼死。使公喪。二良即扣刀要路而待。高綱望見之。謂其騎曰。彼非棍原邪。公之囑我。殆爲是也。漸近。景季呼曰。四郎久瀬。彼乘公。

ねと云ふこと  
(不得命)許されぬ  
下さらぬこのこと  
(顧慮)後日の心配  
(厥人)馬屋もり  
(責問)罪を責問ふ  
(救解)申わけせよ  
(色解)顔色和らぐ  
(撤)取はづし  
(虚含)民家のこそ  
(起櫓)高矢倉建て  
(功最)戰功第一  
(獄篭)かまびすし  
(掘)ぬぐこと  
(縁橋架)橋桁によりて  
(釋)ぬぐこと  
(截)きる

所賜乎。高綱哂曰。否。吾患無善馬。欲就公廄借之。聞磨墨已。賜於子矣。池月不得命矣。子且然。況於高綱乎。然君事方急。不遑顧慮。遂誘厥人竊之矣。後有責問。子幸救解之。景季色解笑曰。悔我。不竊也。乃與俱西。範賴向勢多。義經向宇治。義仲聞之。議戰守。見兵千騎。乃遣今井兼平。山木義弘。拒勢多。根井行親。樋親忠。拒宇治。撤橋板。樹柵。張繩於水中。守之。二十日。義經以騎二萬五千至東岸。戒居民避軍。而火其廬舍。將士皆奮欲戰。義經又發令。而軍囂。逐不聞令。乃取平等院鼓。搥於櫓下。一軍屬耳。義經乃令二萬人中必有善泅者。直前嘗之。我勇士緣橋架防敵勿使敵射我。泅者。泅者爭釋甲。而沒。刀截其繩。平山季重。澁谷重助。熊谷直實等上架而射。

(良久)やゝ久しう  
(亂)横ざりわたり  
(給)だまして  
(馬條)馬の腹帶  
(慢)ゆるむこそ  
(超乗)乗り越して  
(踵)つゝきて  
(辟易)あこぜりす  
(搏戦)うち合ひし  
(醍醐寺)京都の東  
(股票)恐れふるふ  
(木幡)山城の地名  
(帳前)幕の前のと  
(旗幟)旗さしもの  
(彌天)多きこそ  
(攢蹄)馬足を揃へ  
(衝撃)突かけ撃ち  
(亂射)矢をもやみ  
に射ること

射戰良久。有二騎鞭馬亂流而進。先者景季。後者高綱。高綱自後給景季曰。子之馬條慢矣。景季駐馬約條。高綱則超乘而過上岸。自名景季。踵上。義經上功簿。高綱爲先登第一。景季爲第二。畠山重忠以手兵繼渡。行親射之中。其馬重忠泗而達岸。揮刀而進。北兵辟易。義經乃以全軍渡擊。大破之。行親搏戰而退。義仲馳使請法皇幸醍醐寺。弗聽。則率兵馳赴其宮。拔刀瞋目。立于階下。具輿趣幸宮中。股票會有來告。東軍已至木幡矣。義仲馳出。過五條第。訣妻藤原氏久。而不岀。有二士諫之。自殺帳前。義仲乃出遇行親。親忠合其兵。僅三百騎。望見東軍旗幟彌天。曰吾死矣。諭將士散去。衆請生死相從。義仲乃進胄。東軍重忠景時等累進。皆潰。義仲驅進與義經遇。義經以數百騎攢蹄衝擊。因亂射之。義仲大敗。被

(宮垣)御ついぢ堀  
(一宮)御所内皆々  
(旗號)旗印のこと  
(踵)出て来て  
(廻言)大音で言ふ  
(跳下)さび下りて  
(赤錦袍)赤地の錦  
(ひたゝれ)紺甲  
(紺甲)紺緋の鎧  
(玄甲)黒糸おどし  
(黄甲)懸金おどし  
(壯士)勇猛の武士  
(挾)御連れ申して  
(磧)河原のこと  
(普力)うで力のと  
(單騎)只一人のと  
(生得)生けざり  
(甲袖)鎧の袖  
(策馬)馬に鞭うつ

創以殘兵西走。義經使其兵追之。而與重忠等詣法皇宮。大江業忠上宮垣。望見之。曰。義仲復至矣。一宮驚怖。業忠又報曰。旗號自別。蓋東兵也。義經踵門下馬。廻言曰。臣源賴朝使者義經也。破賊而至矣。願爲奏之。業忠驚喜。跳下。匍匐入奏之。法皇大喜。延六人列立中門外。見之。使人指問其名。穿赤錦袍者曰。源義經。被紺甲。帶大刀者曰。畠山重忠。亞重忠者二人。曰。濫谷重助。河越重賴。玄甲者。梶原景季。黃甲者。佐佐木高綱。法皇曰。皆壯士也。因勅護宮焉。義仲旣敗。欲挾法皇。西奔。還至于宮。義經等擊卻之。義而走。至三條磧。東兵爭要。擊之。義仲且戰且走。殘兵十三騎。重忠復追之。義仲妾曰巴。兼平妹也。有膂力。每從軍。是時單騎止闕。重忠欲生得之。注目薄之。攫巴甲袖。巴策馬。馬躍袖絕。重忠舍之而返。義仲以

(搏)組うちして  
(強)しひて逃がす  
(泣涕)すゝり泣  
(粟津)近江の地名  
(主公)義仲を指す  
(何状)如何の様子  
(努力)今一勉強し  
たまへよ  
(佐公)賴朝を指す  
(三分)日本を三分  
(潰兵)バラ／＼に  
(貫而過者)かけぬ  
けて通ること  
(一邱樹)小高き所  
なつて居る兵  
(貫)而過者  
(爲計)自殺せよ  
(徑)近道して  
(淖)泥の中のこと

七騎一走。會範賴既破勢多而入遠江。人内田家吉在其先鋒。巴與之搏斬其首。以視義仲。義仲歎曰。家吉美而勇。乃授首。於女子不知吾亦終死。何人手也。因諭巴遁去。曰。臨死攜妾。人謂我何。巴請共死。義仲強之。巴乃泣涕辭去。義仲走至粟津。遇兼平。兼平曰。義弘戰死矣。臣未審主公爲何狀。是以脫歸耳。義仲曰。吾宜死於京中。欲一見汝。故忍而至此。身創力竭。可以自殺矣。兼平曰。主公努力。方今平氏在西。佐公在東。主公盍走保北國。以圖三分。臣請留防敵。主公可以逃也。乃樹旗集潰兵。潰兵稍聚。得數百騎。進衝敵陣。貫而過者三。乃有二十餘騎。範賴以數千騎圍之。義仲奮戰盡亡。其騎獨有。兼平。兼平乃指一邱樹。謂義仲曰。君赴於彼。徐自爲計。臣請拒於此。義仲徑田赴邱。馬陷于淖。顧祝兼平箭中額死。年三

(音事終矣)しう生  
きてする事しまひ  
(自貫)刀を口より  
首すぢへ突抜かせ  
(振旅)引上けると  
(聞難)義仲の死に  
たるを聞き  
(姻)妻の縁つゝき  
(帛書其髻)絹地さ  
れに姓名を書き髻  
(一口)いもあらひ  
さ讀む。山城の地  
(間行)しおび行き  
(親故)親しき知人  
(冥福)死後の福ひ  
(室山)播磨の地名  
(水島)備中の地名  
(服從)従ふ

十一。兼平方奮鬪。船餘八矢。射斃八騎。聞敵中傳呼。木曾公死。曰。吾事終矣。啣刀墮馬。自貫而死。東軍振旅。而兼光方破。行家追之。紀伊聞難還京師。其兵道亡。比及鳥羽。有三十騎。東兵赴擊。兒玉黨與之有姻誼。降以歸。請宥死。朝議不聽。義經傳義仲以下。首京師。帛書其髻。曰。賊義仲縛兼光。從其後。終斬之。義仲叔父義廣。初防一口。兵敗逃伊勢。後爲賴朝所。攻殺。義仲子義高。嚮質於鎌倉。賴朝妻以女。後欲殺之。義高覺而遁。追捕被斬。妻悲慟。不食。賴朝歸罪於追者。斬之。欲改嫁女於藤原高保。不肯。而死。義仲妾巴。旣別。義仲釋甲。間行。歸信濃。遇義仲親故。具語以故相泣也。時年二十八。削髮爲尼。居越後。友松。禱。義仲冥福。以終身云。義仲旣死。平宗盛自南海徙山陽。山陽將士自室山水島。二役服從。平氏平氏遂。

(復)元の通りにし  
(驛)たて籠ツた  
(勝兵)勝れた士卒  
(大艦)大なる戦船  
(期犯)取らうとす  
(忌辰)清盛の命日  
(兼行)二日路を一  
日に行くこと  
(三草山)播磨の地  
(稽留)足を留めて  
進まぬこと  
(沿道)行く道ぞひ  
(明)家の焼け居る  
其あかり  
(不備)防ぐ準備せ  
すに居ること  
(天明)夜あけ  
(精騎)すぐつた騎  
兵のこと

(鶴越)ひよざり越  
(駐)進軍を止める  
(麾下)はたもさ  
(冒險)險阻擋はず  
(混進)入交り進む  
(此公)義經を云ふ  
(天未曙)まだ夜が  
明けぬこと  
(旗卒)旗持の兵卒  
(輕卒)身軽の兵卒  
(所在)居る所  
(被髮)髪ふり亂し  
大童になり居ると  
(標)目印のこと  
(挈之)景季を連れ  
(得一人家)一軒の  
家を見付ける  
(翁嫗對坐)ちよば  
向ひ合ひ坐する

復福原築城據焉。負山臨海。生田爲東門。一谷爲西門。勝兵十萬餘繫。大艦數千。平教經轉戰于備前安藝淡路和泉皆捷。源賴賢子義嗣。賴仲子義久。居淡路皆爲所殺。平氏威振關西。一期犯京師。賴朝聞之。趣二弟赴伐。以二月三日攻一谷。範賴以五萬騎向東門。梶原景時監軍焉。義經以萬騎向西門。土肥實平監軍焉。以明日爲清盛忌辰。延至七日。先期三日早發。義經取丹波路。兼行比暮。至三草山。聞平資盛等七千騎陣山西也。召實平議曰。夜襲之乎。抑待旦也。實平未對。田代信綱進曰。敵謂我恃衆稽留也。則急襲之必勝。義經曰。是得我心。即發命僕辨慶。火沿道民家取明而過。夜半至山西門。而自將精騎三千向鶴越。鶴越者城後間道也。日

暮駐軍熊谷直實。平山季重在麾下。直實謂其子直家曰。胄險混進。孰後孰先。欲立功者。不若向西門。直家曰。然此公常先士卒。不可隨也。未知平山子何如。使僕闖之。季重甲冑按刀獨語曰。誰能先我。僕歸報。直實曰。彼所見亦同我也。乃馳赴一谷。天未曙。薄門自名。季重踵至。敵闖門。二人突入奮鬪。城兵辟易。季重出亡。其旗卒乃復入。斬其敵而出。實平信綱皆至。令士卒繼攻。門堅不破。範賴亦令諸軍薄東門。武藏人河原高直與其弟踰柵先登。中箭死。梶原景時使輕卒拔柵。被髮而鬪。箭插梅花。以自標。景時識見挈之而出。當是時。平氏專防東西。二門而不圖。義經之向鶴越也。路險夜黑。令辨慶索鄉導。辨慶認火光。得一人家。見翁嫗對坐。告以故。

(諸知)そら覺して  
知り居る  
(膽氣可用)膽玉強  
うて役に立つ  
(長身高顎)脊高く  
頬骨高きこそ  
(齒)年齢のこそ  
(冠)元服させて  
(命)名づけて  
(給鎧仗)鎧を與へ  
(頬視)見下ろすに  
(懸崖)きつ立つ崖  
(胄鞍相觸)眞ツ逆  
さまに下る有様  
(騒擾)驚き亂ると  
(相擊刺)同士打す  
(攀舟)舟に取付き  
(斷臂)切ツた臂  
(屋島)讃岐の地

翁曰。小人以獵爲業。諸知山路而今老矣。有一兒。膽氣可用。  
呼起從辨慶謁義經。執火視之。長身高顎。持獵弓矢問其齒。曰。十七。義經爲冠之命。姓名曰鷺尾經春。給鎧仗以爲中二門戰方酣。義經欲急應之。而懸崖數百仞。如經春所言。衆相目。莫敢進者。乃試驅鞍馬二下之。一傷一達。義經曰。可。下矣。乃屈其所騎馬後足。一鞭而下三千騎皆倣之。胄鞍相觸。直達城後。大呼而入。平氏軍駭擾。自相擊刺。教經等敗走。義經縱火乘之。焰漲城。範賴實平破東西門而入。三面合擊。斬平通盛等十人。擒平重衡宗盛奉乘輿航海而逃。衆攀舟。爭乘斷臂滿舟。遂奔讃岐。倚田口成能之衆保于屋島。九

(以首處)捕虜を連れて  
(徇而梶之)市中を引廻して首廻すと  
(抗疏)推て上書す  
(所詮誤)欺かれ誤られと云ふこそ  
(宣訴於獄門)梶首しられて恥を晒した  
(威勳)皇室の外戚なり功臣なり  
(雪)すゝがんさ  
(相國之德)清盛が死を宥したる恩  
(内大臣氏)宗盛  
(鎮撫)鎮め懷ける  
(置酒勞之)酒宴を

日。義經範賴以首虜還京師。請徇而梶之。不許。義經抗疏曰。臣父義朝盡忠於保元而爲人所詮誤。卒宣詎於獄門。平氏昨爲戚動。今爲國賊。臣等竭力攻討。進不顧死者。不獨重王命。乃欲雪父恥也。臣兄賴朝深存此志。今而不見許焉。臣等復何所望。朝議終許之。三月。賴朝以平義仲功叙正四位下。遣梶原景時檻致重衡於鎌倉。面見使景時將命曰。吾非忘相國之德。若王命何。然不圖公之卒臨此也。則至若内大臣氏。亦當不日相見。重衡請速死。賴朝屬之於狩野氏侍。以二姬餽酒食焉。以平族未夷。不輒殺也。此月。令土肥實平鎮撫倉置酒勞之。八月。復遣西征。是月。法皇以義經任左衛門尉。補檢非違使。時伊賀人作亂。應平氏州守護平賀惟義討平。山陽道。六月。奏請任範賴參河守。叙從五位下。範賴來謝。鎌

開き馳走し慰める  
(竄匿)潜み隠れる  
(兒島)備前の地名  
(藤戸)同上  
(潜問)内々で問ふ  
(津)渡し場のこと  
(竹條)竹の枝のこと  
(濤)波のこと  
(決訟獄)公事訴訟  
を裁決する  
(分疏)不便なるわ  
けを申し立てる  
(闕乏)缺けて足ら  
ぬこと  
(簡擇)人物を擇み  
(撫輯)流民難澁の  
人民を呼び集め安  
心させ  
(控弦之士)弓ひく

之餘黨竄匿京師義經捕斬之。九月賴朝以範頼統西海軍  
事義經統南海軍事令範頼先發以三萬騎下山陽道聞平  
行盛軍兒島赴攻陣于藤戸阻海水望敵敵招之挑戰我兵  
不能渡佐佐木盛綱潛問土人以津夜與俱濟植竹條爲標  
而還。旦日敵復挑戰。盛綱躍馬破濤而進。衆從之擊走行盛  
進入周防。是月義經叙從五位下。聽院昇殿。十月賴朝置公  
文所以大江廣元爲別當焉。以出政令置問注所以三善康  
信爲執事焉。以決訟獄令將士曰。凡武門之事悉奉法皇旨  
有不便者徐分疏之。遂奏曰。方今天下半定。貢賦闕乏。請簡  
擇國守。撫輯流民。京畿控弦之士悉從義經。西討平氏。其有  
功者宜附臣論賞焉。僧徒帶兵者宜附臣禁止收取焉。又檄  
關西諸族援攻平氏。文治元年正月範頼至赤間關。無舟可  
一

武士のこと  
(赤間關)長州下關  
(糧乏)兵糧不足す  
(綏撫)安心させ  
(危疑)疑ひ危む心  
(恆怯)命惜む弱者  
(諧)相談かけて  
(家兄)賴朝を指す  
(宰府)筑前太宰府  
(咽吭)のぞくび  
(居守)守備のこと  
(葦屋浦)筑前の地  
(曠日彌久)長くむ  
だに日を費やせば  
(戎服)甲冑を着て  
(奔竄)逃げ隠れて  
(官稅)官納の租稅  
(追討)平氏を討つ

濟軍疲糧乏。將士皆思東歸。範頼以書請濟軍食。賴朝答書。  
因戒範頼曰。在軍務綏撫衆心。慎勿左右耳語。致其危疑。乃  
至進戰。慎勿犯先帝太后願。使二位尼奉帝而至也。宗盛恆  
怯。必生得之。範頼諭曰。杵氏給戰艦。木上氏餽糧食。遂進濟  
海。諮詢千葉常胤曰。吾聞之家兄。周防通京畿。控宰府爲西國。  
咽吭吾今欲令智勇而有衆者居守焉。誰可者對曰。三浦義  
澄。其人也。乃命義澄固辭。不許。範頼以諸軍濟海踰月。賴朝  
所給糧船至。軍益振。與原田種直戰于葦屋浦。大破之。得其子賀摩。先是義經數請征南海。法皇以京師多賊黨。不許。許。寢屬平氏。則勢難拔也。乃許之。義經乃戎服抵法皇宮。白曰。自平氏奔竄關西。奪官稅亂官民。三年于此。臣旣奉追討之。

ここを云ふ  
(鬼界)島の名  
(高麗)朝鮮  
(王城)京都を云ふ  
(渡部)攝津の地名  
(逆櫓)逆おしの櫓  
(舳艤)こもへさき  
(通患)通じての患  
(野猪)ゐのしゝ  
(介)鑑きるこそ  
(勵)殺し盡すこそ  
(目笑)目を見合ひ  
(慚悲)恥ぢ怒る  
(壊破)碎けるこそ  
(託言)落宴修繕の  
落成祝宴に託け  
(糧食)兵糧のこと  
(舟人)船こぐ者

命一鬼界。高麗究其所至。慶之而後已否者不復入王城矣。二月。發京師。于渡部東兵不習水戰。人人自危。棍原景時曰。請爲逆櫓。義經曰。何謂逆櫓。曰。舳艤皆設櫓。進以舳退以艤。義經曰。求進而退。兵之通患。乃欲求退乎。曰。宜進而進。宜退而退。良將也。有進而無退。野猪而介者耳。義經變色曰。猪乎鹿乎。吾不自知。吾唯知進而勦敵爲快而已。公若爲大將。逆櫓千百聽。公所爲若。義經則不欲也。衆目笑。景時慚恚。義經遂令將士曰。進而死者從我。退而生者自此去。中山重忠。熊谷直實。金子家忠。佐佐木高綱等願從者數百人。將發。逆風俄起。舟艦壞破。乃留修艦。艦成。義經託言落宴。以具糧食。即夜令解纜。時風反而益暴。舟人不肯。義經曰。風順盍發。伊勢義盛張弓注矢。曰。不用命者射殺。舟人相謂曰。行死止。モ

(炬)たいまつ  
(駛)走ること  
(黎明)夜の引あけ  
(尼子浦)阿波の地  
(瑟縮)縮みくむ  
(游之)およがし  
(結束)身を結び付  
(勝浦城)阿波の地  
(中山)讚岐の界  
(齋)持ち居ること  
(内府)宗盛を云ふ  
(淀川)山城攝津の  
川名  
(艦)船用意のこと  
(九郎)義經のこと  
(君)宗盛のこと  
(修城)城を修覆し  
(書辞)手紙の文  
(公等)あなたがた

死死一耳。乃發從者五艦百五十騎。獨置炬於義經舟。乘暗而南。舟駛如射。黎明達尼子浦。望岸上有赤幟。可三百騎。義經令曰。我馬足瑟縮。不可直用。驅而游之。結束騎焉。勿虛發。以費箭。衆從之。上岸大戰。擒敵將田口良連。其捕虜言。櫻間良遠。以五十兵守勝浦城。義經馳抵城。疾攻拔之。進至中山。見一卒齋書。京人也。義經問曰。子何之。曰。之屋島。義經曰。吾阿波人應內府徵者。如聞源氏艦。淀河子必途觀之。其兵幾何。卒曰。可六萬。曰。子所齋誰書。曰。六條夫人書。夫人。内府妹也。曰。書中何言。曰。吾焉得知之。獨口授我。曰。九郎既發京矣。彼真可畏者。以术曾如鬼神。彼一舉取之。君急修城。集兵以爲之備。書辭亦如是耳。若公等亦宜亟赴之。曰。諾。且子屢赴。屋島乎。曰。然。曰。聞其城甚固。然否。曰。否。潮來則須舟。潮去可。

(可騎渡)馬で渡れる云ふこそ  
(縛)くより付け  
(疾馳)早く走り  
(舉族)一門残らず  
(婢子)下女の生み  
(鐵賈)かれ商人  
(嘲罵)馬鹿にして  
たる子  
惡口を言ひ

(寡單)小勢のこと  
(生兵)新手の兵

(晡)日暮れ時  
(美姬)美なる官女

(植)立てるこそ  
(麾)さし招きて

(命中)あてること  
(扇轂)扇のかなめ

(躰)射切ること

騎渡。義經乃叱曰。吾九郎也。奪其書。縛卒于樹。以五十騎疾馳。明日至星島。縱火於高松里。平氏大驚。以爲大兵至也。舉族乘舟。而義經已至城下矣。騎能屬者。七人而已。城兵在平。有國呼曰。大將誰。伊勢義盛。對曰。九郎判官。曰。是義朝婢子。從鐵賈如陸奥者乎。義盛怒。城兵嘲罵不已。金子家忠。令弟近範。注箭射殺罵者。義經恐。敵知其寡單也。乃縱火燒城。平氏兵皆航。更來迫岸。七騎拒射。我兵後者。稍稍來屬。又有州人藤原範忠者。以生兵數騎來。曰。臣曾祖範明。嘗從八幡公戰。陸奥者。義經喜。以爲先鋒。戰而交退。日既晡。敵以一舟載美姬。插扇于竿。植之舳。去陸五十步。麾而請射。義經曰。誰命出兩軍。注視。宗高一發。斷扇轂。扇翻而墮。兩軍大呼。平氏兵

(遣)取り落す  
(鐵搭)熊手のこと  
(扞)ふせぎ  
(不)左様で無い  
(否)左様で無くば  
(憾失)取逃せしな  
殘念に思ひ  
(豊)小姓のこと  
(問所欲言)遺言を  
聞ふこそ  
(委)差上げて居る  
(旬日)十日間のと  
(醜)禮返しすると  
(肯謝)うなづき禮  
いふこそ  
(贈)手向けること  
(所贈)錢別に送る  
(感泣)感心し泣き  
(故趾)城あさ

怒而來戰。義經親擊郤之。追而入海。遺其所執弓于海上。俯欲取之。敵兵爭以鐵搭鉤其胄。義經以刀扞之。鞭拔其弓。從兵呼曰。舍之。義經不聽。終取之還。從兵曰。君何輕身而重弓。曰。不也。使吾弓如叔父鎮西八郎之弓。則可否者是貽敵笑。也。宗盛憾失。義經令教經率精兵迫岸。射義經。佐藤嗣信以身蔽義經。輒仆。教經暨菊王。下舟欲斬其首。嗣信弟忠信射殺菊王。扶兄還營。義經親視嗣信枕之膝。問所欲言。嗣信曰。謝而絕。是日。鎌田光政亦被箭死。義經請僧葬。光政嗣信于高松。贈以名馬。蓋藤原秀衡所贍。宇治一谷二役所騎也。一軍感泣。皆思爲義經死。是夜。西軍陣屋島故趾。東軍陣高松。

(倦臥) 疲れて臥る  
(徇警) 見廻り用心して  
(徹夜) 夜明しする  
(侵晨) 夜明けぬ内  
(徇) 従がへまはる  
(送款) 降参の證を送る  
(循陸) 海岸の陸路に沿ふて  
(鎮西) 九州のこさ(泊) 船がかりする  
(殊死) 決死のこと  
(軼) 過て通り越す  
(汰) 通して抜け出る  
(還射) 射返へさす  
(按) 改めて  
(十四拳) 十四握り

東軍皆倦臥。獨伊勢義盛虞敵來襲。徇警徹明。明日。義經侵晨復赴屋島。西兵善戰。擊破之。平氏走保志度浦。義經追擊。復破之。因降將言聞。平氏將田口成能遣其子成直以兵三千徇伊豫。命伊勢義盛往說降之。義經并其兵令成直作書招成能。成能終送款焉。平氏舟逃志度而西。義經循陸追之。東軍阻風後發者悉來屬。軍益振。時三月廿三日也。宗盛欲赴鎮西。範賴以三萬騎一軍豐後平氏不能入。還泊壇浦。兵艦凡五百艘。熊野湛増河野通信皆來附。義經明日以兵艦七百艘大戰海上。西兵殊死戰。我兵少卻。義經勵衆進和。田義盛挺進而射箭。軼二百步。及平知盛舟知盛使新居親還射。義遠按其箭曰。幹短且弱。請以我箭乃注。十四拳箭洞。

(洞) 射貫くこそ  
(慚慎) 耽ちてムツ  
さして  
(萃) 集まり  
(入別舟) 世に八艘  
飛さ云ふ  
(養和帝) 安徳天皇  
(平太后) 建禮門院  
(搭) 熊手で引かけ  
(使徇) 言ひ觸させ  
(赴海者) はまる者  
(貴人) 帝始め尊貴の人々  
(生擒) 生捕り  
(俘獲) 捕虜のこと  
(旋) 歸ること  
(衛府官) 六衛府官  
(七匝) 七度巡らせ  
(はちかゝすこと)

親清胸而過海三十步。義遠義定弟也。義盛慚憤。迫敵亂射殺傷甚多。義經以成能言。知宗盛等所在。麾軍萃之。令成能爲内應。西軍大敗。敷經怒。入我船薄。義經義經躍入別舟。敷經不能及。乃赴海死。知盛以下六人前後皆死。二位尼懷養和帝投海。平太后繼投我兵搭得之。義經使徇曰。赴海者貴人也。我兵勿得辱。於是奉太后以下于其船。遂生擒宗盛。平氏軍海水爲之赤。四月。東軍振旅。以俘獲旋徇之京師。還納鏡璫。範賴留鎮西海。六閱月。乃還。賴朝遣使二名。西禁兵。義經護送行至内海。使父子徒步。七匝。義朝墳。六月至鎌倉。於是賴朝大會諸將士。自坐簾内。而延宗盛於前舍。使比企

(復私仇)自分一家の仇討ミタマシテ云ふこと  
(屈伏)恐れ俯むき  
(諷)けざらして  
(不解)さざらね  
(貶)官をおこして  
(篠原)近江の地名  
(右獄)京都の西の監獄前のこと  
(諸守)諸國守護  
(補)役づける  
(烙盤器)金盤を火にて熱くすること  
(使侍執)そばで持たすこと  
(釋)ほり放すこと  
(終盥)頬朝が手を洗ひ終るまで  
(神色自若)顔色變

能員言之曰。頬朝非敢復私仇乃成王命爾。今日之臨何幸甚也。宗盛懾伏請宥死不許。諷使自殺不解乃復令護送西還。更宗盛名末國貶爲讃岐權守斬之于篠原傳首京師梶子右獄斬平重衡于南都處大納言平時忠於流。八月詔使使就義朝墓贈内大臣正二位。是月朝頬奏請以同姓五人補東國諸守。特詔任義經伊豫守兼院厩別當宿衛京師。初頬朝擇西征大將欲試諸弟之材陰以火烙盤器而使諸弟更侍執焉執輒驚釋。獨義經終盥不釋。神色自若。頬朝是以知其堪事而心陰畏之。梶原景時有寵。監義經軍。義經不與諸事。景時怒屬範頬。畠山重忠初隸範頬。惜景時負寵凌人。忠頬皆以驕傲見誅殺。聞義經亦負功自專也。稍惡之。景時

らぬこそ  
(譖)讒言すること  
(忌克)人の能を忌みきらふこそ  
(驕傲)高ぶること  
(相卿)恨み合ふこと  
(詆罵)悪口言ふて  
(鎌倉公)頬朝のと百方いろいろくこと  
(贊謀畫)西奔の仕方を助ける  
(簿書)帳面のこと  
(一箇)一箱のこと  
(外舅)妻の父のこと  
(猜防)邪推して用心するこそ  
(腰越)相摸の驛名

又爭逆櫓議相卿益甚壇浦之役。請爲先鋒。義經不聽而自先。景時詐罵不已。義經怒欲誅殺之。景時撫刀曰。我知有鎌倉公而已。諸將居間事乃解。景時歸鎌倉。百方讒之。平時忠爲平氏疏屬其從西奔竊贊謀畫。及其就擒有簿書一箇爲義經所收。時忠與其子謀奪還之。以除禍本。乃以女妻義經。義經乃還其箇。頬朝聞而惡之。頬朝方舉一男而親信其外舅北條時政。諸骨肉皆被猜防。義經東獻俘鎌倉至腰越驛。頬朝弗許入使。時政出受俘。義經乃寄書於大江廣元。自訴忽蒙讒言曠日於此。莫以自明。徒涕泣爾。將永違恩顏。骨肉之義絕。自非先人之再生。誰爲分疏焉。義經幼孤。從母逃匿。流寓諸國。爲氓隸所役。未嘗一日安居焉。然而幸慶忽會。至

(恨諱)下々の者  
(軀命)身命のこと  
(冤魂)義朝等の無  
實を怨む魂魄  
(宿慎)ふるき立腹  
(要之百神)神かけ  
て爲りは申さぬ  
(威)御立腹との事  
(公)大江廣元のと  
(不報)返事せぬと  
(快快)氣持わるく  
(怨望)怨むこそ  
(病羸状)病み疲れ  
(華侈)はぶりよく  
(翹翔)はぶりよく  
立ちまはる  
(自孫)謙遜すると  
(横恣)我儘のこと

重任或策馬峻坂或凌風大海不敢顧軀命欲以慰冤魂伸宿憤豈有他哉既辱五位尉桀顯何加而忽遭此厄憂深悲切敢上督書要之百神而威猶不霽也不得不仰公之救護伏願乘間進說庶幾亮其無他卒被恩宥得享終身之安不報義經快快而西賴朝聞其怨望也怒奪其邑時行家匿京師義經潛相往來賴朝遣梶原景季命義經討行家且調之間廢寢食以裝病焉爾賴朝乃召諸將言曰誰爲我擊九郎者九郎亦不負我知耳而先我昇殿不告我爲五位尉車服又娶平虜女橫恣如此不得不誅鋤誰爲我擊九郎者衆莫敢答賴朝不懌乃命景時景時辭曰判官素惡於臣臣往判華侈翹翔院中饒有君寵何不自孫壇浦之役與太后同舟又娶平虜女橫恣如此不得不誅鋤誰爲我擊九郎者衆莫敢答賴朝不懌乃命景時景時辭曰判官素惡於臣臣往判

(勇桀)勇氣強き者  
(見親近)親しみ近づけらる  
(尤)怪しむこそ  
(二位)頼朝のこそ  
(舞姫)白拍子さて  
(藝妓)如きもの  
(闘)様子を見て  
(異志)悪き心のと  
(大達)大道のこそ  
(蹴踘)あはてゝ転すこそ  
(用心)用心すること  
(駢死)井びて死ぬ  
(擐甲)鎧を着て  
(三鼓)夜の九時  
(亂射)亂れ射ると

官必備之不若遣其意外者襲之乃命昌俊昌俊者南都僧也因事在鎌倉以勇桀見親近於是授計而西至京師去義經堀川第四町而舍義經尤其不亟來謁召而詰之對曰臣此行詣七大寺欲畢事然後謁耳義經笑曰否否得非以二位者吾不可先發昌俊獻誓書歸舍義經所幸舞姫曰靜闕昌俊謂義經曰彼將去四顧第中而注目於廄恐有異志義經不爲意及昏又告曰大遶塵起人行距蹠不可不虞也使二童往調昌俊舍久之不還又使婢婢走還曰童駢死于門門内鞍馬可五十四士擐甲將騎焉夜既三鼓第外大譟直于第者僅七人靜急取甲被義經義經令開門騎而突出呼曰在今日誰敢圖義經者昌俊與兒玉黨六十餘騎散而亂射

(蝶集) 集まり立つ  
 (有故) 古なじみ有  
 (敵) なぐるこそ  
 (使活還) 生けて還  
 (權) 兎も角もさ云  
 (不肯) 承知せず  
 (間) 伺ふこそにて  
 清經はまはし者也  
 (長勝壽院) 鎌倉の  
 寺院のこと  
 (落) 落成すること  
 (東裝) 支度すること  
 (二兒) 義經と行家  
 (親) 賴朝自身  
 (檄) 出兵の命令を  
 傳へて

義經從士聞變。四至行家亦來救昌俊。終敗走。義經徑詣法皇宮。箭帽集於胃而在脰者三。奏變而還。昌俊逃鞍馬山。山僧與義經有故。索獲獻之。義經謂其背誓。對曰。誓者昌俊。襲者二位。義經怒。毆其面曰。我面卽二位面。毆我面是毆二位面也。義經壯之。欲使活還。昌俊請速死。乃斬之。義經行家遂迫請討。賴朝宣旨。公卿皆憚。義經欲權許之。獨藤原兼實不肯。曰。賴朝罪未至。當討。且命弟討兄。如之何。法皇遂許之。義經僕安達清經常爲賴朝間義經。於是走報之。鎌倉。賴朝方落。長勝壽院聞報曰。可也。畢禮而歸。曰。彼殺我使可以伐也。乃戒諸將束裝。曰。旦日將發。小山朝政以下五十餘人。請即夜發。乃以爲先鋒。命之曰。及我未至。誅彼二兒。後五日。親發鎌倉。檄諸道會軍於途。義經聞之。詣法皇。請勅關西兵援己。

(奔竄西海) 西國へ  
 逃げ隠れる  
 (鈴鹿山) 伊勢の山  
 (冤) むじつの罪  
 (宣) 命令を下され  
 (竊匿) 隠れて居る  
 (騒然) さわがし  
 (建議) 意見を述べ  
 (て云ふこと)  
 (帥府) 鎌倉幕府の  
 (倚安) もたれ安心  
 (奸豪) 惡者と云ふ  
 (事にて) 義經行家等  
 (誅求) 軍費を取立  
 (追捕) 捕へること  
 (毎段) 田地一反毎

(孤身)孤兒の身  
(挾命侍柄)勅命を  
攝にして權柄をた  
よりにして  
(規非分)身柄に無  
い大望を企つ  
(非以營私)自分の  
爲めに致すで無く  
(按治)調べたりす  
(鄙野)田舎のこと  
(朝章)朝廷の掟  
(面從)目の前従ふ  
(宣)隠れ居ること  
(比年)毎年のこと  
(蠲逋租)租税の滞  
納を免じ  
(賬)施與すること

(董下)京都の市内  
(按)檢舉せると  
(修大内)皇居を修  
覆する  
(削籍)源氏一族の  
名籍を削ること  
(大物浦)攝津の地  
(慶)つなみかぜ  
(吉野)大和の地  
(多武峯)同上  
(十津川)同上  
(發覺)あらはれる  
(道士裝)山伏姿  
(姫)妾のこき  
(資)衣類其他物品  
(獲)捕へられ  
(所在)居る所  
(姫)姫嬢して居る

賢且徳其爭院宣也。貽之書曰。賴朝當平賊之熾。孤身舉義。  
得至奏功而不敢自專。今亂人乃挾命侍柄敢規非分。賴朝  
特恐禍亂之端復自是起。近日所奏請非以營私乃爲天下  
定亂焉耳。因奏請置議奏官十人。撰公卿充焉。按治公卿以  
下豫東討宣者。二年春兼實遂爲攝政。四月賴朝又貽書議  
奏官曰。僕生武門長鄙野不諳知朝章偶有所奏願諸公簡  
之專執公平以安天下至如宣旨或有不便民亦當盡言焉。  
面從非忠也。時北條時定代時政護京師獲行家于和泉有  
綱于大和斬之。十二月以天野遠景爲筑紫奉行聞行家義  
經黨與竄鬼界島擊平之。先是賴朝奏以比年軍興民不任  
農。蠲其管內九國逋租遂薄其正稅而諸國準之。是歲又發  
倉賑相摸窮民三年春遣中原親能大江廣元等修閑院殿。

時董下多強盜遣千葉常胤下河邊行平按之寓書於藤原  
經房稱鎮壓亂賊莫若二人二人至京師盜賊悉平四年六  
月造六條殿五年正月叙正二位三月修大内七月奏請討  
陸奥藤原氏以其舍義顯也。義顯卽義經削籍改名義經之  
僧群聚捕之佐藤忠信曰。臣兄旣授命於屋島臣今亦將代  
出京師也。上舟于大物浦遇颶與行家相失。匿吉野五日山  
君死。乃佯稱義經亂射。義經得間逃至多武峯又徙十津川  
復還匿京師。忠信亦來匿而發覺與吏卒鬪終自殺。義經乃  
與妻河越氏及辨慶等爲道士裝由北陸道奔陸奥初義經  
資棄靜獨行風雪中爲山僧獲致於北條時政送之鎌倉。詰  
義經所在。靜固陳不知以其有姫留之夫人政子聞其善。

(歌舞舞) 歌ふと舞  
ふとが上手のこと  
(引病) 病氣と言ひ  
(銅拍子) 楽器の一  
(離別曲) 生別れ歌  
(賤婢) 賤しき女  
(頌) 頌める  
(亂人) 義經を云ふ  
(纏頭) 藝人に與ふ  
(舍) 宿として居る  
所の家  
(挑) くごく  
(豫州) 伊豫守義經  
(亡狀) 無禮と云ふ  
(全友道) 兄弟仲よくする  
(狀) 殺すこと  
(庇) かくまふ

(衣川) 陸中の地  
(手刃) 手づから殺す  
(浮屠) 寺の塔のと  
(漆函) 漆塗の箱  
(醸酒) 生酒のこと  
(不推究) 調べきら  
(阻化) 王化を隔て  
(勅允) 天皇の御ゆるしこ云ふ  
(中軍) 本軍のこと  
(進軍) の位置中位にある故中軍と云ふ  
(先鋒) さきて  
(次) 軍の三日以上宿ること

(衣川) 陸中の地  
(手刃) 手づから殺す  
(浮屠) 寺の塔のと  
(漆函) 漆塗の箱  
(醸酒) 生酒のこと  
(不推究) 調べきら  
(阻化) 王化を隔て  
(勅允) 天皇の御ゆるしこ云ふ  
(中軍) 本軍のこと  
(進軍) の位置中位にある故中軍と云ふ  
(先鋒) さきて  
(次) 軍の三日以上宿ること

歌舞欲一見引病不往。賴朝夫妻詣鶴岡祠召靜命舞垂簾觀焉。靜固辭強之再三。乃起上場。工藤祐經過鼓。畠山重忠擊銅拍子。靜整衣而進。唱離別曲。又作歌。言慕義經一意。衆皆垂泣。賴朝色變曰。賤婢不肯頤我而敢慕亂人。欲誅之。政子諫止。賜纏頭罷之。祐經與梶原景茂等俱就靜舍飲。景茂景時季子也。醉挑靜。靜怒而泣曰。吾嘗侍豫州。豫州非鎌倉公親弟哉。汝乃公家人。何遇吾亡狀。使公而全友道。汝欲識我面得乎。景茂大慚已。而分身生男安達清經受命。尊而狀之。靜見放還。政子厚賜遣之。初。賴朝聞藤原秀衡舍義經奏劾。其納亂人院宣讓秀衡。秀衡陳謝尋病卒。遺言子泰衡等舉。二國聽於義經以抗賴朝。有院宣使泰衡圖義經。泰衡疑惑。是歲二月。賴朝奏曰。泰衡庇反者罪與反同。臣請奉王命伐。

(篇) 騰走すること  
(無雙) 今一人無き  
(白河關) 磐城の地名  
(鞭柄) 陸前の地名  
(厚櫻山) 磐城の山  
(庶兄) 妻腹の兄  
(精兵) すぐつた兵  
(大濠) 大なる堀  
(遇隈河) 磐城の河  
(滑) 水をためる  
(旦日) あくる日  
(朝積) つもる矢根  
(成堆) 堆くなる  
(冒險) 險阻を頼着  
(瀆圍) 囲みを崩し  
(回) 後へ返すこと  
(左脇) 左の肩さき  
(部將) 部下の隊長

(十八輩) 十八人  
(未詳) まだ判然知  
らす  
(物見岡) 陸前の地  
(誰母城) たがは  
城と讀む  
(津雲橋) 陸前の地  
(平泉) 陸中の地名  
(栗原、三迫) 何れ  
も陸前の地名  
(陣岡) 陸前の地名  
(念珠關) 羽前の地  
(贊柵) にへの柵  
(襲殺) 不意討して  
殺すこそ  
(謂讓) 不忠を叱る  
(厨川) 陸中の地名  
(版籍) 戸籍簿のと

之朝光亦追獲秀綱。泰衡聞敗而遁。賴朝進至國府。東海道軍斬敵將佐藤元治以下十八輩而來會。賴朝未詳。泰衡所使。朝政等攻物見岡而自圍。誰母城城兵皆降。乃出令曰。我軍至津雲橋。則敵避之。平泉以死守之。先鋒諸將勿貪功。輕進傷我一士。遂以諸軍進連破栗原三迫。諸寨遂至平泉。泰衡已火城遁。使使乞降不許。九月。進軍陣岡北。陸軍度念珠關斬敵將田河行文等而來會。兵總三十萬騎。白旗蔽空。泰衡奔蝦夷。至贊柵。其將河田二郎襲殺泰衡。持其首來降。賴朝謂讓之曰。泰衡在吾掌中。何須若力哉。若忘恩規利。大逆無道。乃斬之。命梶泰衡首而宣旨。適至。乃進至厨川。泰衡族俊衡以下悉出降。賴朝出鎌倉四十餘日。而平陸奥出羽。乃索其版籍。皆罹兵燹。既聞實。俊實昌者。諳州事。召見之。使

此本朝無雙勇士。熊谷直家者也。政光曰。此輩單進與臣等異。故易成名耳。士赴君難。何有彼此。顧其子朝政。朝光曰。汝等亦單進。八月。賴朝進至白河關。泰衡軍于鞭柄而城厚櫻。山北使庶兄國衡將精兵二萬守之。國衡將金剛秀綱以數千人爲先鋒。山下穿大濠引遇隈河瀦之。賴朝令重忠赴攻。發卒填濠。朝光挺軍與加藤景廉等進擊。重忠繼進。大破之。秀綱退合於國衡。日既暮。賴朝令軍中明日攻城。三浦義村。葛西清重。先登。斃數千人。一旦。賴朝親進攻。城甚固。國衡善拒。朝政。朝光以下皆殊死戰。呼聲動地。積鏃成堆。朝光與族夾擊。則大亂。國衡潰圍北走。和田義盛張弓追之。國衡亦回馬射。義盛先發。中其左脇。國衡傷走。重忠部將大串某追斬。

諸州事。國の事をそら覺して居る  
 (所記) 覚にて居る  
 さゝろ  
 (阨塞) 要害の地  
 (流民) 住居定めぬ  
 人民  
 (賚) 物を與へ  
 (俘囚) 捕虜のこさ  
 (更革) 改め變ると  
 (釐) 落着付けさせ  
 (援仗) 勝手征伐  
 (分予) 分け與へ  
 (賑貸) 賛乏助けに  
 (金を貸附ること)  
 (間田) 無稅の田地  
 (逆戦) 迎へ戦ふと  
 (謬報) 間違へ報す  
 (脅從) 脅され從ひ

圖其所記以知其戸口阨塞復流民賚老人放俘囚禁齒掠取糧於上野下野毫不累土人乃至國府大書其廳曰國法一切仍秀衡之舊勿得更革令葛西清重留蘆州事使使奏捷謝其擅伐簿上將士功請分予二州地十月還鎌倉十一月法皇欲賞其戰功遣大江廣元辭之請賑貸陸奥窮民十邑將廢間田賴朝禁止之以安人心已而泰衡舊臣大河兼任在出羽聚數千人詐稱源義經木曾義高建久元年正月轉入陸奥由利維平逆戰死之清重上變使者謬報曰由利維平走橘公成死賴朝曰維平非走者公成非死者驗之果然乃令上總介足利義兼與千葉常胤比企能員將兵伐之小山朝光以下邑陸奥者道會之相摸以西具兵待命脅從

(州兵) 其國の兵  
 (外濱) 陸奥の地名  
 (壘) 土堤城を築く  
 (塞) 皆殺しにする  
 (樵夫) きこりのと  
 (斧殺) 斧で殺さる  
 (殿) しんかりにて  
 最も隊後のこさ  
 (所託) 預け置いた  
 (返致) 返したこさ  
 (道舊故) 昔詰なす  
 (漏數刻) 水時計の  
 刻限多くたつこ  
 (大功田) 功に對し  
 (て賜はる世襲の田)  
 (下文) 下知狀にて  
 始終に下の字書く

降者勿レ斬。二月、義兼等與兼任戰于栗原。大敗之。兼任卻阻衣川一陣。義兼等亂流。又大敗之。清重率州兵來會兼任逃之。外濱壘于兜昧山。義兼等圍而塵之。兼任脫走。躰山爲樵夫斧殺。賴朝責出羽留守失政。罰甲二百。賴朝以天下全定。乃議入朝。重忠爲前隊。常胤殿之。十月、發鎌倉由海道入朝。途過内海。謁義朝墓。至青墓。召女延壽。先是延壽聞賴朝返致其所託刀截鬚。於是相見道舊故。十一月、入京師。居六波羅。先謁法皇。即日朝帝。帝直授權大納言。尋兼右近衛大將。法皇待之甚厚。每入見漏數刻。不許出。十二月、辭兩職。賜大功田百町。薦功臣十人。拜衛府官。使藤原高能留守。六波羅而辭歸鎌倉。凡往還所需。不累百姓。遠近悅服。三年正月。改公文所。稱政所。凡事以政所下文行。二月修法住寺殿。冬。

(弗豫)御病氣のと  
(齋戒禱祈)身を清  
め物忌して御平瘡  
を祈るこそ  
(張法會)佛事を營  
むこそ  
(施浴)入湯を施與  
するこそ  
(天使)御勅使のと  
(座次)席順のこそ  
(那須野)下野の地  
(富士野)駿河の地  
(研)斬入ること  
(犯幕)頼朝の陣屋  
へ斬りに入る  
(曾我莊)相模の地  
(復租)租税を免じ  
(二孤)祐成と時致  
(訛傳)間違へ傳ふ

法皇弗豫頼朝齋戒禱祈焉。三年三月遂崩。頼朝因大張法會施浴於民一百日。七月天皇詔以頼朝爲征夷大將軍。使中原景能就拜之。頼朝曰吾爲武臣敢坐受王命乎。使三浦義澄迎天使于鶴岡祠受詔書。思其父死義以榮之也。四年正月定將士座次。四月獵于那須野。五月大獵于富士野。長子頼家從焉。獵罷將還伊東祐成者與弟時致夜入工藤祐經舍。研穀之會雷雨。士卒出鬪多死者。遂斬祐成。時致犯幕被捕。旦日頼朝親詰之。蓋祐成父祐泰嘗爲祐經所殺。奪其曾我莊故復仇也。頼朝問何犯吾幕。曰吾祖祐親將軍仇之。吾仇祐經將軍寵之。吾是以怨焉。頼朝壯之。思宥其死。祐經子哀訴。乃處斬復曾我莊租以弔。二孤。二孤之變。鎌倉訛傳。頼朝遭害。夫人駭悲。範頼曰安之。範頼在焉。頼朝聞而惡之。

(専恣)思ふ儘にす  
(裏)指圖を受ける  
(貳舞)二番目に同じく叛くと云ふと  
(署)書きしるすと  
(濫)不條理と云ふと  
(氣息)いき  
(力臣)力強き家來  
(參州)三河守範頼  
(憂迫)心配と云ふと  
(異辭)かはつた申し立て  
(拘)おしこめ  
(演館)伊豆の地名  
(所燒夷)焼盡され  
(修之)建立し給ふ  
(給其資)建築費を

初義經負功専恣而範頼每事稟頼朝及義經反令範頼討之。固辭不許。將發入見。頼朝曰汝亦爲九郎之貳舞者。範頼大懼。不敢發。獻誓書千通。至是又獻焉。就大江廣元謝失言。賴朝見其誓書署源範頼曰稱姓濫也。使者辯之。不釋。賴朝夜聞床下有人氣息。急呼衛士結城朝光發床獲一人。乃範頼力臣當麻也。曰臣視參州憂迫。欲聞幕中之議耳。掠治之無異辭。八月遂命狩野氏拘範頼于伊豆修禪寺。其群臣相聚據濱館。遣兵夷之。梶原景時勸殺範頼。以其手兵五百襲之。範頼射殪十餘人。縱火自殺。五年八月安田義定亦被殺。都落東大寺。寺嘗爲平氏所燒夷。法皇修之。賴朝爲給其資。

献じたること  
(令司役)普請方を勤めます  
(慶)祝ふにと云と  
(馬千匹)馬千頭の代金のこと  
(掲)掲示して  
(親臨)自分が行き  
(兵馬)兵馬の權  
(執政)日本全國の政治をするこ  
(狎臣)氣に入りのそばげらい  
(游處)遊んで居り  
(寢)いつと無しにそろく  
(淫縱)身持の縛り無く、氣まゝにならること

令僧文覺司役慶以馬千匹遂朝京師踰月而歸時平賀義信爲武藏地頭百姓便之。賴朝掲其廳曰。凡守國者當則義。信八月令東國地頭有匿奸盜者皆奪其職以予捕獲者。七年六月平知忠者聚兵京師謀襲賴朝妹夫藤原能保能保初請賴朝延後藤基清自衛於是基清攻殺知忠平氏餘黨於是悉平八年十二月稻毛重成修相摸川橋賴朝親臨落之。歸墮馬。九年十二月稻毛重成修相摸川橋賴朝親臨落之。歸墮馬。疾作明年正月遂薨年五十三。賴朝年三十三起兵六年夷將總天下守護地頭是歲正治元年也。賴家年十八北條時平氏握天下兵馬者十五年乃歿。詔以賴家爲右近衛權中將。將以外祖執政不使賴家親聽訟。獨與其狎臣五人游處寢。淫縱母政子驟戒之。不悛。時政如不聞知也。賴家有弟曰千。

(宗族)家の親類  
(囁)後來頼み置と  
(與)立會ひ關係したること  
(遺託)遺言の頼み  
(異志)頼家に背く心を云ふ  
(罪狀)罪あること  
(和解)仲なほり  
(責之)言葉で責る  
(疏)申立の上書  
(一宮)相模の地名  
(狐崎)駿河の地名  
(土豪)土着の強き武士のこと  
(信寵)信任寵愛せらる  
(口訥)口どもり

幡爲賴朝所愛嘗置之懷中。召宗族諸將囁之。小山朝光與焉。及賴朝薨朝光欲爲削髮以有遺託未果。一日衆言其意。梶原景時讒之於賴家曰。朝光有忠臣不事二君之語。恐有異志。朝光聞而自危。問計於三浦義村。義村。義澄子也。固善。朝光乃與和田義盛安達盛長以下六十六人俱非。狀景時。異志。朝光聞而自危。問計於三浦義村。義村。義澄子也。固善。朝光乃與和田義盛安達盛長以下六十六人俱非。狀景時。因大江廣元上焉。廣元欲其和解。不敢上。義盛促廣元。廣元宮無何潛還鎌倉。賴家命義盛等逐之。毀其第一景時據邑聚兵。欲擁武田有義爲將軍。約至京師。舉關西兵。有義者信義。子也。二年正月。景時舉族西奔。賴家遣兵追之。景時至狐崎。爲土豪吉香某所。塵殺衆快之。景時終賴朝世。信寵不衰。建久中。熊谷直實與久下直光。爭疆而訟。直實口訥不能辯。怒。久下直實與久下直光。爭疆而訟。直實口訥不能辯。怒。

(不問)景時の罪を  
たゞさぬこと  
(借)代理してのと  
(従幸)御幸の供奉  
(鳥坂)越後の地名  
(姑)母の姉妹のと  
(醜)醜婦のこと  
(善射)弓射ること  
が上手のこと  
(被虜)板額が捕虜  
になりたること  
(益)利益すること  
(聽之)聞入れたと  
(累遷)しきりに官  
位の進むこと  
(阿野)遠江の地名  
(放)常陸に置きて  
他國へ出さぬ刑  
(幕政)幕府の政治

曰。景時黨直光臣無所望矣。走出拔刀斷髮西奔京師。賴朝使人遮止之而不問。景時義盛有疾。景時借其士所別當而遂不還焉。至是義盛乃得復職。建仁元年正月。越後人城長茂作亂於京師。襲小山朝政。第一朝政時從幸不在其兵拒卻之。賊圍上皇宮。請討賴家。宣不許。奔匿吉野。賴家命佐佐木盛綱。二月獲而誅之。長茂姪資盛據鳥坂反。賴家命佐佐木盛綱伐之。盛綱適出在其門外。命至不入家而發。三日至鳥坂。其子盛季先登。資盛逃亡。其姑曰板額醜而多力。善射。遂被虜。送至鎌倉。淺利義遠請娶之。賴家問其意。對曰。欲使生勇士。以益於君耳。賴家笑而聽之。賴家累遷。是歲七月。終擊征夷大將軍叙從二位。五月有告。叔父全成在阿野謀反。使武田信光捕放之。常陸尋命八田知家殺之。當是時幕政無大小。

(族黨)親類や同黨  
派の者を云ふ  
(受制)北條氏に壓  
へ付けられるこそ  
(不能平)面白く無  
いこそ  
(臥内)寝室のこと  
(障外)障子ふすま  
の外  
(伏甲)甲士を伏せ  
(托事)佛事に托け  
(啓覺)争の端を開  
くと云ふこそ  
(甲起)伏せてある  
(小御所)伊豆の地  
(選兵)兵を選みす  
(誅竄)殺され流さ

皆決於時政。其族黨半於一府。賴家受制。心不能平。八月。賴家有疾。政子與時政議。令傳總守護于其長子。一幡而割關。西三十八州地頭以予一千幡。一幡外祖比企能員。因其女謂賴家曰。近日之議分權起爭。不便莫大焉。賴家亦憤北條氏所爲。密召能員於臥内。與計事。政子側耳障外聞之。使人馳告於時政。時政與其黨謀之。伏甲而託事。召能員。能員子弟往。甲起殺之。從者走歸。告之。其子宗員。宗員舉族奉一幡。據山重忠選兵疾攻。宗員力盡焚第。自殺。遂悉夷其族。并殺一幡。諸與能員親善者。皆見誅。竄賴家病間。聞變。大恨怒。時政歸罪於仁田忠常。殺之。忠常刃能員者也。既而宣言。賴家與

(宣言)言ひふらす  
(修禪寺)伊豆の地  
(幽囚無慘)押込め  
られて心落付かぬ  
(捷捷)すばしかき  
こそを云ふ  
(飛組)綱を投かけ  
(約首)首を締めて  
(安撫)安心させな  
つかせ

(微督)督書を取立  
(監護)目付し護る  
(盜魁)盜賊の長  
(職)守護職のこと  
(授)伊賀の守護職  
にするこそ  
(寢)いつと無く

忠常圖己遂迫賴家削髮幽之修禪寺以千幡一代之賴家幽  
囚無慘寄書於母與弟請得故近臣數人侍己不答遣三浦  
義村視察之禁其通書明年七月時政遣人圖之憚賴家趨  
捷候其浴圍之飛組約首以殺之年二十三子一幡先卒猶  
有二子長者四歲政子使千幡養之遂爲僧曰公曉次者曰  
千壽丸爲中務丞某所養千幡十二歲而立詔叙從五位下  
襲征夷大將軍賜名實朝居北條氏第下令安撫諸將徵督  
於京畿西國將士遣武藏守平賀朝雅率關西地頭監護京  
師元久元年三月伊賀伊勢盜起伊賀守護首藤經俊逃走  
實朝令朝雅討之獲盜魁平基度平盛時乃奪經俊職授於  
朝雅朝雅義信子也與畠山重忠皆娶時政女而朝雅所娶  
其後妻牧氏出也以故時政偏愛朝雅寢惡重忠終欲殺之

(給告)欺き知らず  
(有難)事が起つた  
(貽譖)臆病との誘  
りを残すこと  
(族)親族のこと  
(媚)氣に入る様に  
仕向けること  
(構陷)讒言して罪  
に陥ること  
(有求)部下多きと  
(軍鋒)先陣のこと  
(忠厚)實意ありて  
親切なること  
(長者)大やうなる  
人柄のこと  
(委託)頼み置く  
(弑)殺して  
(覺)あらはれる  
(誅殺)罪ありとし

誣以謀反令二子義時時房攻殺重忠子重保其第時重忠  
在其邑時政遣人給告鎌倉有難宜赴援重忠即從百餘騎  
而發中途望見大兵蔽野而來始知其實部下交勸其據邑  
聚兵重忠不肯曰吾不倣梶原景時之苟免而貽謾也奮戰  
中箭死重忠族稻毛重成榛谷重朝等同日皆斬重成初媚  
時政構陷重忠而終爲時政所殺北條氏忌重忠一日久重忠  
勇而有衆從賴朝常爲軍鋒而性忠厚不與人爭功賴朝深  
知其長者委託後事而爲北條氏所陷天下冤之七月分畠  
山氏邑以賞將士實朝在時政終謀弑實朝立朝雅  
焉義時終徒時政夫妻於北條里令京師將士誅殺朝雅當  
是時諸豪傑千葉常胤土肥實平等皆老死佐佐木高綱熊

て殺すこそ  
(逃隱)僧侶になる  
なごで身を隠す  
(仰其成)するに任せ  
て仕上を待つと  
(文事)文學のこそ  
(武技)武藝のこと  
(荒淫)女すきのと  
(貪寵)寵愛を鼻に  
かけるこそ  
(凌人)人をいちむ  
(優柔)やさしく物  
やはらかのこそ  
(爾時)其時と云ふ  
(不穢)取上げぬと  
(侵取分外)分外の  
租税を取立てると  
(恩勸)將軍の恩惠  
で立つ家を勤功で

谷直實。前後逃隱。獨北條氏專掌幕府事。而實朝仰其威。實  
朝性喜文事。師文章博士源仲章學和歌于中納言藤原定  
家。而武技不及賴家。然賴家荒淫至奪安達景盛妾欲殺景  
進。負寵凌人。將士憤怨。實朝爲人優柔。爲將士所愛。初年令  
將士各獻賴朝所下文書。爾時所授地頭。不輒褫職。自賴朝  
賴家之世。數禁守護地頭干與吏務侵取分外。至是又徵其  
下文辨恩勸之殊使結番追捕。遣使者行營內問吏民冤枉。  
然政權在於義時。實朝日夜與文士飲宴耽溺歌詠。不問外  
事。義時益專。建保元年。信濃人泉親衡奉故賴家子千壽丸。  
起兵討義時。使僧安念說諸將。諸將多應者。義盛二子義直  
義重。姪胤長等與焉。次至千葉成胤。成胤不肯。執安念送之。

立つ家を云ふ  
(鞠)拷問すること  
(得狀)様子を知る  
(就虜)捕虜になる  
(請購)功に換へて  
二子の罪を購ひ免  
ぜられたしこ願ふ  
(統衛兵)幕府なる  
實朝を守る兵の取  
締になる  
(強宗)強き家がら  
(激而)腹立てさせ  
(除之)家を断絶さ  
せるこそ  
(慚忿)恥ぢて怒り  
(便地)便宜の地  
(宗黨)親類一同  
(陳謝)陳べて謝す  
(閱兵)兵器を調べ

義時。義時令家臣金窪行親安藤忠家鞠之。得狀遣兵執親  
衡。親衡姓源。經基子滿快之遠孫也。有勇力。殺吏卒數十人。  
而逃。千壽削髮匿京師。義直等就虜。是時義盛在上總馳歸。  
面謁。請購二子。義盛爲實朝所親信。特受命與結城朝光竝  
統衛兵。於是聽其請。義盛大喜而出。旦日以其族九十八人。  
列幕府南庭。因大江廣元乞赦胤長。義時素忌其強宗。欲激  
而除之。命行親忠家縛胤長過義盛前。而屬之吏放陸奥。義  
盛慚忿。塞門不出。胤長第在便地。多欲得之者。義盛請實朝  
遣人守焉。義時請而奪之。遂守者割與行親忠家。義盛大怒。  
遂欲滅北條氏。日夜會宗黨謀之。謀泄。幕府使者來問之。義  
使者謂義盛。義盛乃對曰。老夫受故將軍殊恩。豈敢謀反。獨

(兒輩)子供等  
(状)専恣の意  
(取實朝)實朝を連れ出すこそ  
(中變)途中から心變るこそ  
(烟焰)煙とほのほ  
(夾)連れて出て出で  
(法華堂)鎌倉の地  
(接戦)戦争するを  
(黎明)夜の引明け  
(來援)加勢に来る  
(復振)又強くなる  
(教書)兵を召す書  
(氣沮)氣力落ちる  
(齊成)身を清め物  
いみして

兒輩憤義時専恣欲往問狀老夫諭之而不聽也遂以百五十騎分爲三隊分攻義時廣元第而急赴幕府欲取實朝其族三浦義村與弟胤義約守北門而意中變走告義時義時與廣元自北門入義盛隨圍之三子義秀排門而入所向皆破與足利義氏遇攬其甲袖義氏鞭馬踰濠袖斷義秀與土屋義清古郡保忠俱奮擊一府中皆辟易有縱火者烟焰滿天義時廣元挾實朝避之法華堂接戰一晝夜黎明義盛兵疲退軍前濱會横山時兼舉族來援得三千騎軍復振近國兵聞變來聚義時召之疑而不至請實朝教書示之乃至既而義直戰死義盛泣而氣沮終爲江戸能範所射殺七子皆死義秀以五百人航海而逃義時分和田氏邑以賞將士二年六月旱實朝齋戒誦經旣而雨減東國租稅十一月義盛

(遺臣)死にたる後に残り居る家來  
(奉)もり立てるもと  
(法會)佛事供養  
(疇昔)昨晩と云ふ  
(慶)家の慶福のと  
(來裔)後來の子孫  
(満盈)十分なる望  
(高年)老年と云ふ  
(卿)おまへ  
(正統龜)正統は實朝自身一人故なり  
(佛)佛像を造る工  
(別當)神宮寺主僧  
(幽死)押込められて殺されたこそ  
(報復)仇を討つと  
(怪物)化けもの  
(行歩)歩くこそ

遺臣奉千壽聚兵京師事覺大江氏卒攻殺之十二月實朝命僧修法會曰疇昔夢義盛率族群至我前吾爲修其冥福也先是實朝已累叙正二位任權中納言六年累遷至權大納言三月兼右近衛大將大江廣元從容言曰將軍欲貽慶來裔宜戒滿盈盍辭諸官獨帶征夷將軍及高年然後求大將實朝曰吾非不悅卿所言然吾念源氏正統縮於今日不可慮子孫吾欲飽取官職以舉家聲不暇慮子孫也廣元無言而退先是宋佛工陳和卿來在大和實朝召見之和卿自稱知實朝前生實朝遂欲如宋命造巨船既成不可用是歲北條氏召故賴家子公曉至自京師用補鶴岡別當公曉常憤父幽死謂實朝父仇也竊謀報復稱有所祈禱鶴岡祠者千日時鎌倉傳言幕府有怪物被婦人衣行步如飛十月實

(拜賀)遙に皇居へ  
任官の御禮申すと  
(成時)凡午後十時  
(泣然)涙落つるを  
(危疑)御身を危険  
に思ふと云ふこと  
(秉燭故事)夜間に  
行ふは前から恒例  
(一樓)一すぢのと  
(遺物)かたみ  
(公卿)京都より官  
を授けに來し公卿  
(揖)會釋すること  
(闇黒)まづくら  
(内外)境内の内外  
(騒擾)騒ぎ亂れる  
(所居)住居する家  
(不釋)離さぬこと  
(給)だまして

朝任内大臣十二月進右大臣承久元年正月拜賀于鶴岡  
祠。トニ二十七日戌時將出廣元進謁曰。臣平生未嘗出涙。今  
無故泣然。臣危疑焉。先大將落東大寺裏甲自備君宜倣焉。  
母輕舉也。源仲章曰。大臣大將不可喪甲。廣元又請晝日行  
禮。仲章曰。秉燭故事也。實朝臨出使秦公氏梳髮拔髮一樓  
與之晒曰。吾遺物也。公卿以下悉從隨兵千騎。義時侍持劍  
焉。比入祠門稱病作授劍於仲章而歸。實朝乃悉屏隨兵獨  
仲章從儀畢揖公卿降階有一人自階側跳出揮刀斬實朝  
及仲章持其首逃去。時方闇黒。内外騒擾。不知何人所爲。已  
所居公曉提實朝首直赴備中某宅以食。手不釋首。三浦義  
村少子爲公曉弟子。公曉因使使問計於義村。義村給曰。將  
而有大呼者。曰。吾公曉也。報父仇矣。衆始知公曉所爲。圍其  
所居。公曉提實朝首直赴備中某宅以食。手不釋首。三浦義  
村少子爲公曉弟子。公曉因使使問計於義村。義村給曰。將

(迎兵)幕府へ迎へ  
入る。迎ひの兵  
(望)今かと待つと  
(高阜)高き丘  
(奮闘)一生懸命に  
戰ふこと  
(所遺)残したる  
(函嶺)箱根の山  
(基業)將軍になる  
(事業のこと)  
(操)取り持つこと  
(漸東)漸に東へ移  
(强悍)強くて手に  
(勤治)減ぼし盡し  
(條緒)天子に從ふ  
(ことを云ふ)

以兵迎而告義時。義時命速殺之。義村乃遣長尾定景率力  
士五人赴之。公曉望迎兵久之不至。乃自蹤祠後高阜如義  
村家途遇五人。奮闘定景自傍斬其首送之。義時公曉年十九。實朝年二十八。明日葬實朝不得首。以所遺一髮代之。源  
氏正統於此而絕。

外史氏曰。余嘗踰函嶺。望八州之野。北控奧羽。知源氏基業  
深且遠矣。世傳八幡公臨終遺書其家曰。吾後世必有操天  
下之權者。雖信否未可知。非無其謂也。蓋我王化自西漸東  
東之强悍難服。足以敵全國。雖中古勤治。纔就條緒。叛服不  
能禁也。則何暇恤邊疆哉。而夫貞任家衡等。皆桀黠之才。足  
爭寵。骨肉相軋。而不能制也。盜賊公行。劫公卿焚宮闈而不

(邊疆)はての國境  
(袖)うれふる  
(封豕長蛇)大豕と  
長蛇強惡にして國  
家を取る者を云ふ  
(荐食)切取ること  
(上國)都近き國々  
(不寒什一)其十分  
一も與へざること  
(困敵)疲弊困窮  
(羸)裕なること  
(儒)もしくは  
(預)あらかじめ  
(押護)ふせぎまも  
ること

(賞格)恩賞と格式  
(嘆嗟)いたみ歎く  
(柄)權  
(舍)廢する

(臣節)臣たる本分  
(克捷)勝つこと  
(不逞者)不平の者  
(極喰)無くなると  
(幕布)守護地頭を  
基石の如く並べ置  
(劫持)押へ付ける  
(縛絡)弄ぶ  
(縉紳)公卿  
(簿記)帳簿  
(宰天下)天下を支  
配すること  
(胄)血統  
(剝建)はじめて建  
つること  
(小康)暫しの泰平  
(不艾)盡さず  
(不敢僭踰)分限を  
越ゆるまねをせず

以乘而逞焉。微源氏父子封豕長蛇。荐食上國。誰能拒之。其  
有大功德於天下。如此。而朝廷酬功不塞其什一。賴義遷任。  
適致困敝。義家官不過四位衛尉。子孫或以罪誅。或以謫逐。  
縮於父祖。則贏於子孫。固其所也。故源氏之福。大發於賴朝。  
遂得司天下之權。義家儒。預睹之邪。然余嘗謂天下之權歸  
源氏久矣。而源氏不自知也。賴義家經略東北。捍護其民。  
前後十有五年。而朝廷如不關知焉。及其奏功爲將士請賞。  
格遷延不決。甚而目以私闇。停之官符。使其以私恩喚咲之。  
則是朝廷自舍其征伐刑賞之柄。而付之源氏。遂令東北豪  
傑曰寧背天子勿負源氏。當是之時。使義家一睡手起。則函  
嶺以東。非朝廷之有。不必待賴朝也。而不敢失臣節。以終其

身。乃所以貽慶子孫也。舊志稱賴朝之逃伊東也。心私祝曰。  
願得主關東八國。否則猶領伊豆。得以報伊東氏。由是觀之。  
其初念不過割據一隅。而豪傑之素附焉者。爭爲之用兵鋒。  
所嚮莫不克捷。又得廷臣抱才而不逞者。以輔其所不及。而  
會於國家綱紀極隳之時。幕布所謂素附者。於七道而坐制  
其命。是雖其智術有以劫持上下。籠絡一世。則亦時勢之自  
至焉。而其源實出於父祖之餘慶焉爾。吾嘗聞之縉紳之家。  
鎌倉之興。大江三善之徒。有竊抱民部省簿記而往者。亦可  
見人心所向矣。夫王家自放失其權。而莫之或收。民安所  
倚哉。於是王族之任其器者。代而操之。以宰天下。亦不得已。  
之勢也。源氏以清和之胄。勤勞王事。以至於賴朝經營艱  
苦。剝建大業。以致天下小康。而不敢僭踰。恭順其跡。又再傳。

日本外史 卷之三 源氏

(恭順)謹んで順ふ  
(服事天子)天子に  
従ふこと  
(襲)續ぐ、繼ぐ  
(莽操懿卓)王莽  
曹操、司馬懿、董  
卓、皆支那の高官  
にして人の國を奪  
へる逆賊  
(接踵)たえずひき  
つよくこと

乃亡。天未艾。源氏之福也。是以足利氏。新田氏。皆以清和之  
源更起。宰天下而皆以上將代。操國權以服事天子。莫非  
賴朝之故者。則是賴朝爲天下萬世創不得已之事。以立不  
可踰之限。而君臣之際。兩得其宜也。不然焉知莽操懿卓不  
接踵我國哉。雖曰賴朝有功。德於天下。勝其父祖可也。

日本外史卷之三 終

解義

(言之)北條氏の奸

懃の意  
(晦澁)入組んで意味わかりにくし  
(不鬯)判然と言ひ表しにくいこと  
(寡妻)後家の政子  
(陪隸)時政義時等  
(似)道理近し  
(王綱)朝廷の縛り  
(一臂)一うで  
(民庶)息肩  
(拠之)北條氏をた  
ふすこと  
(允裁)御許、御裁

日本外史卷之四

源氏後記

北條氏

賴襄子成 著

外史氏曰。北條氏之事。吾不忍言之也。而諸叙其事。晦澁不  
鬯。亦有疑於文飾者。獨源親房之論。頗可取信云。其論曰。源  
氏以武臣一掌。握天下。朝廷蓋不能平。况其後嗣既絕。寡妻陪  
隸。繼當其家。欲乘此時而斃之。以復舊權似也。雖然。王綱之  
衰久矣。賴朝奮一臂。以平其亂。雖朝廷不復其舊。而民庶息  
肩。非有德政足以勝之。則安克斃之。縱使克斃之。民之不安。  
天豈與之。王者之師。必加有罪。賴朝陞高官。管重職。皆出法  
皇之允裁。非私竊之也。北條氏以其外家久司其權。未嘗失人  
望。非有顯然之罪也。而欲遽加之誅。是朝廷未爲無過而

(私竊) 私に盗取る  
(外家) 母方の親類  
(執國命) 國政する  
(累葉) 代々世々  
(戒飭) いましむ  
(規望) 目を付け望  
(不敢失墜) 誤らず  
(保平) 保元、平治  
(何所底止) 世が治  
まるまで行き着け  
るものか  
(謬) あやまれり、  
思ひちがひ  
(君子) 理のわかつ  
た人々  
(襲職) 將軍職を續  
ぐこと  
(兵馬之政) 征伐を  
する權と云ふこと

(裔) 子孫  
(婚) 結婚  
(豪族) 土着の家柄  
(敗績) 戰に大敗し  
たること  
(宗黨) 一族  
(監護) 監督してま  
もること  
(女) むすめ  
(男) 男の兒  
(樹) 施し置くこと  
(寄) 掛り人になり  
(通) 密通  
(尤美) 美貌  
(投水) 水中に入れ  
出也。生みたると  
(作書) 文を書きて  
(託) 持たして  
(致) 渡さしむ

北條氏又不可比<sup>ラス</sup>之反賊獲利者也。夫以賴朝之業而猶不能過二世。北條氏乃以陪臣執國命奕世累葉是豈偶然哉。蓋義時非有才德過人也。秦時繼之修政立法專操正直不獨不踰己之分戒飭親族及諸將士莫敢規望高爵至其子孫能守其法不敢失墜雖其政漸衰卒至於亡而得傳之七世之久亦可謂無憾矣。大凡以保平以來之亂而不有若賴朝有若泰時則六十州之民何所底止不詳於此而特稱皇威之衰武臣之專者謬矣。外史氏曰吾讀親房之論而悲其意焉其亦出於不得已而告君之體宜如此爾後之君子因之言而詳其事可也。蓋源氏之嗣既絕藤原賴經爲征夷大將軍其子賴嗣襲職既而宗尊親王往代之傳之其子惟康久明親王又往代之傳之其子守邦而兵馬之政每在於北

條氏故凡事皆不得不係之北條氏。北條氏出於平貞盛貞盛七世之裔。時政其父曰時家。時家父時方養於祖父直方。直方父維時。維時父即貞盛。次子常陸介維將也。維將後三世始與源氏婚。子孫世居伊豆北條氏焉。北條氏以豪族世屬源氏源義朝與平清盛戰京師敗績。宗黨死亡略盡。義朝子賴朝被執宥死流于伊豆。時政以清盛命與州人伊東祐親並監護之。賴朝四世祖義家樹疑己。投其男於水嫁女於江馬某。遂圖賴朝。賴朝逃依北條氏。久之問人曰聞時政多女孰尤美。曰長美。次否。否者後妻。出也。賴朝懲伊東氏欲通次女作書託僕安達盛長致焉。盛

(無貌)容貌が醜し  
(情好)仲よきこそ  
(階)小口開くこそ  
(金函)黄金の箱  
(銜)口にくはへて  
(紐鏡)化粧鏡  
(薄)聊々云ふこそ  
(直)代價と云ふと  
(得書)承知のふみ  
を手に入れて  
(日密)日々仲よし  
(役)勤務し居る  
(族人)一族の人  
(私親)親の許さぬ婚  
(嫁)嫁入に出す  
(高祖)北條直方  
(謀慮)腹だくみ  
(結託)信用し合ふ  
(陰謀)人の知らぬ

長竊慮。次女無貌。賴朝情好不終。徒足階禍也。更作書致於長女。前一夕。次女夢鳩銜金函至。覺語之。其姊姊心動。曰。吾當買妹。夢乃與妹以其粧鏡曰。薄以償直。旦日得書。遂通之。情好日密。女名政子。時年二十一。是時時政役於京師。役滿而歸路遇平兼隆。兼隆清盛族人。爲伊豆目代者。時政與偕。約則爲不知。嫁於兼隆。其夜雨甚。政子出奔。匿伊豆山與賴朝俱居焉。兼隆索之不得。時政素器賴朝。且思其高祖事。至是陽怒而陰益厚之。賴朝亦謂時政謀慮可倚。深相結託。治承四年。以仁王討平氏令至賴朝先示之。時政遂發東國家。人家人至者頗多。賴朝輒延之別室。曰。爲我努力。人人各自以爲賴朝特厚己也。而至其陰謀。獨時政得知之。八月。時政

心だくみ  
(糾)集合させて  
(擁)もり立てゝ  
(合居守)留守させ  
(揮之)指圖して  
(平井郷)伊豆の地  
(遠夜)夜になりて  
(善)仲よきこそ  
(使餉)食物を贈  
らす  
(大將)賴朝を指す  
(豈生存者)どうし  
て生きて居れるか  
(令如)行かすこと  
(使存問)様子見さ  
すこそ  
(卿命)仰を受けて  
(所底)落付く所  
(踪)とを尋ねて

率佐佐木經高等。八十五騎。夜襲平兼隆。斬之。遂糾伊豆相摸豪傑。以擁賴朝。據石橋山。令政子居守。賴朝與大庭景親戰而敗走。時政疲而後。加藤景廉。狩野祐茂。堀親家。小山實政等。請從焉。時政揮之。令從賴朝。而自之甲斐。欲發其諸源。賴朝于杉山。箱根別當行實。素善賴朝。聞其敗。使弟永實來。餉。先見時政。時政給曰。大將既死矣。永實曰。子疑吾歟。大將而死。子豈生存者。時政哂使見賴朝。賴朝乃匿箱根。令長子宗時至平井郷。爲伊東氏兵所圍。中箭死。遠夜。時政遇賴朝于杉山。箱根別當行實。素善賴朝。聞其敗。使弟永實來。信故踪君至此。請自此行矣。於是終抵武田。一條諸族得二

(抵)行きて  
(首)第一等のこと  
(瓶)始めて建てる  
(目)名づけるに  
(抗禮)對等の禮容  
(收人心)人氣を取  
り込み  
(嬖姬)氣に入りの  
妻のこと  
(託)預け置く  
(妬婦)嫉妬深く氣  
強きこそ  
(使驅逐)逐出さす  
(髻)髪の縛り處  
(邑)知行地  
(託)頼み置くこそ  
(謀除之)殺さんそ  
もくろむ  
(奔竄)逃げ隠れる

萬人助・賴朝一擊平氏于駿河。走之。賴朝還至相模國府論功行賞。以時政爲首。武田信義以下次之。賴朝叛鎌倉府。政子助之於内而時政義時輔之於外。諸將士目以北條公莫敢抗禮。明年七月。政子生男。是爲賴家。立爲世子。北條氏以外祖益貴重。陰收人心。以自固。賴朝有嬖姬。託之伏見廣綱家。時政妻牧氏知之。告政子。政子性妬悍。即使牧宗親毀廣綱。宅驅逐其姫。走依大多和義久者。賴朝聞之。託事往義久。朝謂梶原景季曰。江馬必不從汝往視之。江馬者。義時也。還宅召宗親罵之。親截其髻。時政聞而恥之。不告而歸其邑。賴鎌倉被親信如初。賴朝忌弟義經勇智。謀除之。文治元年冬。親將擊之京師。義經奔竄。賴朝途還。遣時政以千餘騎護京。

(抗辨)はりあひて  
辨解すること  
(京讃)京都近傍畿  
内地方のこと  
(當其衝)當局者と  
して、と云ふこと  
(富士野)富士の裾  
野のこと  
(甫)數へ年のこと  
(胄子)あごつき子  
(一禽)一頭の獸  
(專使)専々の別使  
(參決)協議して定  
めること  
(傳宣)取次ぎ述べ  
(狹臣)親しむ家來  
(教)將軍の命令  
(親黨)親しき組合

師四索不獲。於是。以賴朝意奏請諸國司置守護莊園置地頭所在追捕。弗被允。時政抗辨再三。終被允。自爲七國地頭。已而辭之。當是時。大亂初平。京畿多事。時政身當其衝。事無不立。辨歲餘東歸。以詔舉從弟時定自代。亦賴朝意也。賴朝嘗獵富士野。賴家甫十二。射中走鹿。賴朝大喜。使人報之。政子政子曰。彼將家肖子。獲一禽。何煩專使。賴朝愧之。正治元年正月。賴朝薨。賴家立。政子削髮爲尼。而與聞政事。時政叙從五位下任遠江守。爲政所別當。與大江廣元。三善康信。中原親能三浦義澄。八田知家。和田義盛。比企能員。安達盛長。足立遠光。梶原景時。藤原行政。參決諸政。餘母得傳宣。賴家有狎臣五人。下敷曰。五人親黨。有罪勿論。七月。參河盜起。遣安達景盛討之。景盛新買妾於京師。殊弗欲行。不得已而行。

(愛幸)可愛かると  
(六閏月)六ヶ月を

見たる頃のと  
(使謂諭)不道理を

責めさす

(當汝箭)射殺され

よう

(誓書)怨まぬとの

誓ひの證書

(近狀)近頃の様子

(聲色)音樂と色欲

(船樂)遊び戯ると

(抗訴)強く訴へる

(旋)又と讀む

(抹)墨で消すこと

(案檢)取調べると

(穢場)領地さかひ

(準)標準のこと

(禾稼)稻のこと

歸則賴家已奪其妻。絕愛幸之。有告景盛怨望者。賴家令五人討之。府下大擾。時賴朝薨。纔六閏月。政子急如安達氏。使人誚讓賴家。且曰。汝不聽我言。吾以身當汝箭。賴家乃止。政子徵景盛誓書。使佐佐木盛綱齋送賴家以和解之。因諭賴家曰。視汝近狀。倦政忘民。遠賢近佞。只聲色是溺。無禮於親戚。願少留意。勿及於悔。賴家般樂如故。已而聽梶原景時讒。欲誅結城朝光。朝光與諸將連署抗訴。景時出奔。旋還鎌倉。時政逐之。景時終奔京師。令人追誅之。二年五月。有爭疆而檢。凡疆場之訟。以此爲準。即不厭心。不如毋爭。建仁元年秋。大風雨。關東禾稼不登。下總海溢。民死者千人。九月。蹴鞠工紀行景至自京師。大江廣元携謁賴家。賴家素好蹴鞠。請上

(不登)不作のこと  
(海溢)津浪のと  
(蹴鞠工)蹴製造工  
(其技)鞠を蹴る戯  
(不視朝)政治の事  
(器局)心がけよき  
(災異)天災地異  
(調)何となく意見する  
(飢)飢餓のこと  
(鄙意)意見を云ふ  
(譴怒)咎めと云ふ  
(杆種)種子の米  
(不稔)不作のこと  
(券種)米借の證文  
(斗米)一斗の米  
(遷職)將軍職を罷

皇得行景也。自是日學其技。不復視朝。義時有子。曰。泰時少有器局。密召賴家。狎臣中野能成。謂曰。蹴鞠無害於事。獨不畏災異乎。故將軍每逢天變。輒止出遊。是後世所當法耳。子親臣也。盍嘗試諷之。時北條告飢。泰時且往視之。會僧觀清至。曰。將軍聞能成語。怒曰。言非無理。踰父祖而言何也。公且稱疾歸邑。俟其怒衰可也。泰時曰。吾聊語鄙意於侍臣耳。豈敢諫乎。卽被謫怒。非所避也。吾有事如邑。旦日將發。子莫以爲避焉。乃出簷笠。視之。遂至邑。邑人去歲貸籽種。約明稔償之。而不稔也。相與謀逃亡。於是泰時召諸負債者。悉燒其券。曰。父老安之。饑使年豐。吾不復責也。乃賜酒食一人。給斗米。皆泣拜祝曰。願使君多子孫。二年七月。泰時娶三浦義村女。義村。義澄子也。三年七月。賴家有疾。政子議使。其遜職。分其所

(異議) 分管の異議  
(微) ちらりと  
(按) 馬の手綱を  
止めて  
(思念) 一思案して  
(懲恃) 心懼みして  
(凌蔑) いちめ侮る  
(不省事) 政治を構  
はねここと  
(嬪命) 君命を偽り  
(文墨) 読み書きと  
(從騎中) 供する中  
(戒心) 用心すると  
(屏) 退くること  
(衷甲) 着込を着て  
(脩) 勤め勤むると  
(盡一臨) どうして  
来て下さらぬぞ

管傳之同母弟千幡與子一幡。一幡母比企能員之女也。能員陰懷異議使其女說賴家。賴家遽召能員欲圖北條氏政。其書按轡思念直詣大江廣元曰能員憑恃外戚之親凌蔑衆士。今又乘將軍不省事矯命圖逆宜先發誅之否乎。廣元曰僕自先將軍在日獨執文墨議論至於兵事不敢與知。今日之事在公之心耳。時政即起天野遠景仁田忠常在從騎中至住柄祠前時政顧謂二人曰能員反矣。子等將兵伐之。遠景曰殺一老翁何必發兵。宜召而誅之耳。時政至第又召廣元。廣元有戒心而屏從士獨從一人曰有急刺我遂往時政與之坐良久乃罷。於是時政衷甲令遠景忠常伏中門而遣人謂能員曰吾脩佛事公盍一臨因與計事能員輒往入。

(族) 一族皆々  
(擁) 連れて  
(據) 立てこもる  
(縱火) 火をかけて  
(病間) 病苦の縫み  
たるさき  
(馬卒) 馬丁のこと  
(危疑) 危み疑ひ  
(無幾何) 間も無く  
(嗣) 相續人  
(更) 名をかへる  
(笑謔) 笑ひ戯ると  
(挟忮心) 人を害す  
(託) 任すこそ  
(府中) 幕府の中  
(營中) 同上  
(掌) 取締りさす

門二人突出捉其左右手伏而斬之。其僕走歸比企氏族擁一幡。據其第遣義時泰時將兵攻之。比企氏縱火自殺。一幡燒死。賴家病間聞之大怒使堀親家密命和田義盛仁田忠常誅。時政義盛告之時政召忠常久之不出。其馬卒怪而歸告忠常二弟危疑遂攻義時。義時不在其家人防戰斬之。忠常歸途聞之遂赴幕府爲加藤景廉所殺。政子終令賴家削髮徙于伊豆。無幾何薨。於是以千幡爲嗣奉之。於時政第更名實朝。時政與妻牧氏保護之侍姫阿波局密語政子曰牧氏笑謔中挾忮心不可託保母之任。政子以爲然。乃迎實朝置府中。以義時弟時房掌營中事。是歲時政令女婿源朝雅率關西守護往鎮京師。元久元年義時爲相模守。二年有告畠山重忠反。義時房將兵擊之。初重忠與朝雅皆

(被親愛)親しみ愛せらる  
(候)見まひ  
(相聞)言ひ争ふと  
(愚)悪つけする  
(誣)事實無きこそ  
な有りとすること  
(率)おほかた  
(老)隠居すること  
(卒)死ぬこと  
(制)制度きまり  
(苦請)懇願する  
(不獲命)聞濟にならぬこと  
(不省)沙汰無しのこと

(首謀)發頭人のと  
(縛之)くとりて  
(屬吏)刑する役人  
(白)白狀すること  
(宴)酒宴すること  
(棋)碁を打つ  
(終局)碁を打ち終りて  
(奉)連れて  
(影堂)賴朝の影像  
を安置しある堂  
(申)申の時刻、今  
の午後四時頃  
(督)指圖目付のと  
(衢路)四ツ辻のと  
(宿醉)二日酔ひ  
(檻)さかづき

時政婿而朝雅所娶牧氏出也。以故最被親愛。是歲實朝娶於京師。命重忠子重保等迎之。候朝雅於六波羅與飲爭禮。相聞。朝雅終惡之。於牧氏牧氏終與時政謀殺重忠父子誣人謂義時曰。以繼母故。目吾爲讒乎。義時不得已從之。擊殺重保。遂與重忠戰于鶴峯。斬之。七月。時政遂欲立朝雅一代實人。謂義時曰。以繼母故。目吾爲讒乎。義時不得已從之。擊殺朝實。朝時在時政第。政子遣諸將徒之於義時第。時政兵率歸。義時政遽削髮。老於北條。年六十八。後十一年卒。是月。義時遣兵誅朝雅。以時房代爲武藏守。先是和田義盛求爲上總國司。賴朝制諸士不得爲國司。以故不許。義盛獻書。因大江廣元苦請。三歲不獲命。乃請還前書。亦不省。建保元年。義盛子姪黨於泉親衡者謀擁故賴家子作亂。事覺。義盛請。

宥其子得釋。遂舉族抵幕府。又請宥其姪。姪爲首謀。不可釋。故黨之。既而與其弟胤義議。自白於北條氏。北條氏有宴。義時方與客棋。報至。終局而起。更被烏帽子穿。水干衣以赴幕府。與大江廣元奉實朝徙於賴朝影堂。令長子泰時將兵防之。次子朝時與義盛子義秀鬪。被創。義盛兵乘勝而進。呼聲震天。申而戰。見星未已。泰時督戰。身先士卒。黎明擊卻。義盛兵自阨衢路。遣足利義氏追擊之。敵兵復振。義時與廣元連署。令武藏相摸諸國來援。敵將土屋義清。中流矢死。敵兵不復飲酒。疇昔與宴。其明亂作。吾擐甲上馬。而宿醉未醒。吾意自今禁飲。已而戰數十合。渴而索水。葛西六郎執檻。進酒。

日本外史 卷之四 非傳田

二十一

(常操)平常の心得  
(鎮安將士)將士の  
戰を鎮めたり  
(還報)還りて申す  
(免死)無實の死  
(其胤)其の子  
(虚實)重慶の謀反  
事實か事實で無か  
(未可必)まだきめ  
かれる  
(髡)僧と云ふこそ  
(反跡)謀反の證據  
(不生致)生けて連れ  
歸らぬ  
(内謁)内々の執持  
(詠歌)和歌を詠み  
朝從(從士の出仕  
耽溺)耽り溺れる  
成卒)衛る士卒

我輒飲之甚矣。吾無常操也。吾不復飲也。已而論功行賞。泰時辭賞曰。義盛無反心。獨恨臣父爾。而諸將士多爲之致死。臣爲父擊仇焉可受賞。宜以賞臣者恤死事之家。弗聽。義時代義盛爲士所別當。即日移書京師。鎮安將士。九月。故畠山重忠季子僧重慶。在日光山謀反。遣小山宗政捕之。宗政斬之。還報。實朝使人言曰。重忠冤死。其胤爲變。虛實未可必。汝輒斬之。何也。宗政瞋目曰。彼髡反跡已明。臣所以不生致者。恐將軍聽內謁宥之也。將軍詠歌蹴鞠廢棄武備。重婦女輕戰士。諸沒官之邑。舉與嬖妾。故將軍之業墜矣。實朝怒。禁其朝從。無幾。何得解。實朝爲人優柔。耽溺歌詠。雖有罪者。獻歌則免。而軍國事一決於義時。二年冬。和田氏餘黨作亂。京師成卒擊夷之。七月。定鎌倉賈人之員。當是時。鎌倉權勢日盛。

(賈人)商人  
(居情憤憤)常々む  
つとしてゐること  
(禪)ゆづる  
(西面)西面の武士  
(益聞)増し置かる  
(材勇)器量武勇あ  
るもの  
(微)召し抱へらる  
(後胤)子孫のこと  
(地)進む餘裕のと  
(譴怒)叱り怒ると  
(成業)頼朝の成業  
(不次)順序を経ず  
(要)まつはらるゝ  
(狙撃)狙ひ撃つと  
(自立)自分勝手に  
立つこそ  
(詣)參詣して

後鳥羽上皇居常憤憤。謀滅源氏。初讓位於太子。是爲土御門帝。尋又使禪之少子。是爲順德帝。而政常在上皇。自後白河時。置北面武士。上皇益開西面。廣徵材勇。親鑄刀劍。欲驕實朝。以獎之。連進其官爵。實朝不覺。遂求左近衛大將。義時謂廣元曰。故將軍每宣下。輒辭之。以爲後胤之地。而今將軍年未壯。昇進太速。又令家臣不朝。而取官爵。僕愚昧。竊危之。欲爲入言。而恐遭譴怒。公盍言焉。廣元曰。僕亦思之。故將軍桀進積殃。嬰害。其能免乎。公有言焉。僕敢不言。遂入言。實朝不聽。六年。遂爲大將。累進右大臣。承久元年正月。拜賀於鶴岡祠。卒爲故頼家子公曉所狙擊。薨。公曉因欲自立爲將軍。義時以政子令誅之。初政子與義時俱。詣熊野。過京師。上皇

(東鄙) 東の田舎  
(不閑) 慣れず  
(前相國) 前の太政  
大臣  
(令勞) 能く來たる  
見まはせらる  
(樹二主) 京都を鎌倉  
倉と二人の天子を立てるになること  
(所畏服) 畏れ從はれるこそ  
(明決) 決斷に明る  
(舊規) 元の規定  
(故) 故人になつた  
(大内) 皇居のこそ  
(仁壽殿) 皇居内の一つの御殿

(嫡宗) 正統では無  
けれど、總領の血  
統を云ふ  
(衰滅) 衰へほろび  
(自如) 以前の如く  
變らぬこそ  
(翠) 連れて  
(幸) 御幸先のこと  
(錄) 取り立て  
(翠妓) 御氣に入り  
(白拍子藝妓)  
(長江、倉橋) 何れ  
も攝津の地名  
(二莊) 二所の莊園  
(侮慢) あなどる  
(無謀) 考へ無し  
(可) 目的達すると  
(使誘) 引よせさす  
(婢) こしもと女

召見政子辭曰。東鄙老尼。不閑禮節。則令前相國賴實妻勞。之政子與語曰。實朝卽無子。敢請得一皇子爲鎌倉主。至是令諸將連署奏請。曰。願擇於上皇二皇子。得戴一人。上皇不許。曰。是樹二主也。及實朝薨。請藤原賴經。初賴朝妹婿藤原能保。以女妻攝政良經。良經關白兼實子也。良經生道家道家生賴經。以故義時定議遣時房。請七月至鎌倉甫二歲。政子聽政廉内。政子爲人明決。佐賴朝定天下。爲諸將士所畏服。目曰尼將軍。以其拜從二位。又曰二位尼。義時爲右京權太夫。兼陸奥守。與廣元等。令諸將修賴朝舊規。義時妻弟伊賀光季。與廣元子親廣。並護衛京師。實朝遭害之翌月。故阿野全成子時元。起兵駿河。謀自立爲將軍。義時遣兵擊殺之。賴經至鎌倉之月。大内守護源賴茂。與子賴氏入仁壽殿。縱

火自殺。蓋賴茂源賴政孫。自以爲源氏嫡宗。因圖自立。事覺。被誅。上皇謂源氏衰滅。王政可復而關東權勢自如。會關東家人仁科盛遠者。挈二子詣熊野。遇上皇幸焉。錄其子爲西面。盛遠大喜。留不東歸。義時怒。收其邑。上皇令復之。不奉詔。上皇嬖妓鶴菊食長江。倉橋二莊。其地頭侮慢之上皇怒。令褫其職。義時對曰。先右大將以王命誅平氏。乃請置地頭。以賞有功。義時不敢無故褫之。上皇積怒。遂決意討。義時素善右大將藤原公經。上皇欲殺公經。右大臣藤原公繼止之。且諫曰。臣聞本邦稱曰。葦原原之大處。是爲關東。漸西漸小。以小敵大。以弱抗強。不待時而行。行以無謀。臣未知其可也。義仲之難。可以鑒焉。權中納。藤原光親亦切諫。上皇皆弗聽。使西面藤原秀康誘三浦胤義。胤義妻初爲賴家婢。生

(悲痛) 悲しみ歎き  
たるこそ

(奮躍) 喜んで踊り  
上り

(便計議) 軍議する  
に都合よくする

(流鏑馬) 矢ぶさめ  
(脅從) 脅され従ふ

(收人心) 人受を取  
るこそ

(被籠牢) 取込めら  
れるこそ

(弗憚) 喜び給はず  
(使唱) 利益で釣り  
出さす

(示) 見せるこそ  
(説) 上皇の御命令  
書のこと

(啓狀) 様子を申す

(簾下) 政子の前  
(訣) 死別れのこと  
(先將軍) 賴朝のと  
(被堅) 甲冑を着て  
(執銳) 兵器を持ち  
(闢草薈) 亂を鎮め  
(創大業) 幕府を開  
(詭誤) 様子を申す  
(舊圖) 将軍の業  
(異辭) 従はぬこそ  
(懸軍) 遠く離る軍  
(遷延) 延びると  
(雲從龍) 集り従ふ  
(發程) 出發すると

一男義時殺之妻悲痛。胤義成京師不復欲東秀康於酒間  
微說之。胤義奮躍應命曰。臣兄義村力能擒義時。上皇大悅。  
五月使順德帝讓位於太子。以便計議太子立是爲九條廢  
帝。上皇乃託城南寺流鏑馬徵幾兵千七百人。囚公經召親  
廣光季親廣脅從。光季不至。令胤義秀康討之。光季及子光  
綱奮鬪而死。卽日上皇詔五畿七道討義時。召將士問曰。東  
人黨義時者有幾。胤義對曰。不過千許人。莊家定者進曰。不  
然。彼收人心有年於此。願爲之死者不可勝計。使臣等在東  
國亦被籠牢耳。上皇弗憚彌益聚兵遣善走者狎松齋誥歷  
說東國諸豪。特使胤義作書以重賞。義村以示義時。義時曰。唯  
子意所嚮。義村誓無貳心。義時哂曰。吾預知有此  
事久矣。因大索鎌倉。獲押松奪誥燒之。啓狀於政子。政子乃

大會諸將于簾下。使安達景盛傳命曰。吾今日將訣於諸君  
也。先將軍被堅執銳。闢草薈以創大業。諸君所知也。今讒諛  
之徒。誣人主。欲傾危關東之業。諸君苟不忘先將軍之恩。  
則協心戮力。誅除讒人。以全舊圖。卽欲應詔西上者。今決之。  
諸將皆感激。願效力。莫敢異辭。於是會義時宅。議事。義村景  
盛等皆曰。宜扼足柄箱根以待官軍。廣元曰。不可。守險曠日。  
人心內變。是自敗之道也。宜直進兵攻京師。聽成敗於天耳。ト  
政子從之。以泰時爲將。泰時時爲武藏守。待武藏兵至而發。  
居五日。或議其懸軍遠進。是危道也。廣元曰。待武藏兵非計。  
所以生此異論也。遷延如此。雖武藏兵不保其無變。今夜武  
州宜單身揚鞭。東兵猶雲從龍已。三善康信方臥病。政子召  
而語之。康信對如廣元議。於是令泰時卽夜發程。黎明。泰時

(黎明)夜の引あけ  
(帥)引連れて  
(從役)出軍に從ふ  
（放還）放ち還し  
(獻)差し出して  
(猶不厭於心)まだ  
足らざれば  
(白之)申し上げる  
(乘虛)すきに付込  
(部署)手わけする  
(部)部わけして  
(大井渡)美濃の地  
(欲赴援)加勢に行  
かんぞ思ふ  
(腹背)前さ後ろぞ  
(敕旨)上皇の思し  
召し  
(苗裔)子孫を云と

帥<sup>井ア</sup>十八騎而西。相摸守時房。前武藏守足利義氏。駿河守三浦義村等從之。行三日。得十萬騎。自東海道進。式部丞朝時自北陸道進。武田信光。小笠原長清等自東山道進。凡從役者父行留子。子行留父。行者凡十九萬。義時乃放還。狎松使歸上言曰。臣無罪被討。不敢逃避。聞陛下好戰。謹獻臣長男。泰時。二男朝時以下十餘萬人。使之爲戰。陛下觀焉。猶不厭於心。則猶有二十萬人在。臣將自將以繼之。押松走歸白之。署諸官軍。宮崎定範。仁科盛遠等。拒越中。藤原秀康。三浦胤義等。部諸將爲九隊。拒尾張。美濃兵。凡一萬七千餘人。信光長清以四萬騎亂大井渡。擊官軍將大内惟信。走之。胤義欲赴援。秀康曰。吾腹背受敵。不若退守宇治。勢多。敕旨如此。乃

(常)躍起となりて  
(懦夫)臆病者と云ふこと  
(建議)計りこことを  
申し立てゝ  
(右京君)義時のと  
(武州)武藏守泰時と  
(生死)生きもし死に  
にもせんと云ふと  
(鼓行)太鼓を打ちて押し行く  
(震駭)恐れ驚くと  
(乘輿)上皇を申す  
(遙辭)遠慮して辭する  
(壓河)宇治川邊に  
壓し重なりて  
(挺前)拔懸して  
(試水)深淺を試み

鞭馬先走。胤義以下皆從之。官軍將山田重忠。源滿政。苗裔也。奮而留戰。泰時亂流而前。重忠連射斃東兵。泰時麾軍萃之。重忠敗走。官軍將鏡久綱。自書名于旗。與毛利季光戰而敗。曰。恨與懦夫共事。乃自殺。泰時進與信光合。義村建議。分爲五隊。其子泰村請曰。嚮與右京君約從武州生死。因辭義。村從。泰時鼓行而西。京師震駭。乘輿幸。散山。山徒遙辭。力不足以扞東軍。乃還。分見兵二萬五千守宇治。勢多及淀。時房攻勢多。山田重忠帥山徒二千截橋。力戰。時房不利。而郤。泰時攻宇治。前中納言源有雅。參議藤原範茂等率南都僧萬人壓河而軍。時霖雨水漲。泰時欲待旦而進。泰村夜挺前夾水射戰。義氏赴援。泰時遂以全軍從之。橋板已撒。兵緣架進。官軍矢石雨下。東兵多死。泰時令芝田兼義試水。春日

(炎之)火で炎りあ  
たゝめ水はかすと  
(蘇)生き返ること  
(繩)取すがりて  
(給)だますこと  
(釋甲)鎧を脱ぎて  
(沈溺)沈み溺ると  
(冒)撃つこと  
(相當)互角のこと  
(撤)取り除けて  
(縛篭)籠を拵へて  
(潰走)隊伍を亂じ  
(奏事)事を申上げ  
(不納)入らさず  
(儒主)恐れ多くも  
(上皇を云ふ)  
(院宣使)上皇の御

貞幸。佐佐木信綱等繼之。貞幸馬傷而溺。從者援還。泰時親爲炎之。乃蘇。將士爭渡。溺者八百。信綱先達中島。其子重綱年十五。攀父馬尾。而渡。信綱使之還。請兵。泰時諾而遣之。召其子時氏曰。我衆將敗汝。進死之。時氏以六騎渡。泰村繼之。泰時乃親渡。貞幸扣馬諫。不聽。貞幸給之曰。釋甲而渡。不則沈溺。泰時下馬。釋甲。貞幸乃奪馬去。不得渡。其兵渡者五百騎。與兼義信綱皆達進。胃官軍殺傷相當。義氏撤民屋。縛筏以濟軍。泰時遂至前岸。武藏相摸。將士奮進。大戰有雅。以下潰走。右衛門佐藤原朝俊帥八田知尙。佐佐木氏綱等留。破之。重忠胤義走歸奏事。上皇閉門不納。重忠擊門而罵曰。儒主誤我。遂走嵯峨自殺。胤義遁走。泰時進至樋口河原遇。

使のこそ  
(臣僚)朝臣等  
(叢下)京都のこそ  
(脛)はじき弓  
(寒原塞)越後越中の界に在り  
(市振)越後の地名  
(礪竝山)越中の山  
(街衝)市中のこそ  
(填塞)一杯に満ち  
(族人)一族の者  
(欲投)入らうと思ふて  
(木島)京都の西  
(叢祠)森の中の祠  
(自裁)切腹のこそ  
(駿州)義村のこそ  
(鷲尾)京都の西

院宣使至下馬使人讀之。宣曰。近日之事。非出朕意。皆臣僚所爲。唯汝論其罪。莫使兵士擾輩下。泰時乃與時房館于六波羅。朝時之出北陸道也。從軍四萬。官軍張弩扼寒原塞。朝時夜收數十牛束薪其角一火之。驅赴官軍。官弩發。東兵乃踰塞至市。振官軍據嶮設柵。東軍騎兵渡海而步兵破柵。戰。礪竝山。殺盛遠走定範。進會泰時于京師。於是東軍填塞街衢。四出捕斬胤義以部下。據東寺。遣佐原景吉攻之。胤義叱曰。汝非吾族人乎。與戰走之。盡亡其騎。獨與其長子逃去。欲投其妻家。置木島叢祠中。遇所識僧。勸其自裁。長子先死。胤義謂僧曰。以我父子首視於我妻。然後致之。駿州爲我告駿州。曰。阿兄自剪手足。當逞於意。僧如其言。義村送之。泰時。泰時聞佐佐木經高贊上皇謀亡匿。鷲尾欲宥之。經高自殺。其

日本外史 卷之四

三十六

(稚子) 幼き子  
(究捕) 捜し究めて  
捕へること  
(首謀者) 発頭人  
(置酒) 酒を飲ませ  
勞ひの御苦勞であつたと慰むこと  
相慶(喜び合ふ)  
疑懼(疑ひ恐れる)  
(庖) 壕所のこゑ  
(雷震) 雷落ること  
(命苟乎) 運盡きたるかと云ふこと  
(天所司) 天の制裁  
(難戮) 殺すことを  
憚り  
(押送) 牢輿に入れて送ること  
(諫疏) 諫むる上書

(不與謀) 北條を討つ議に與らす  
(籍没) 没收すると  
(過) 益々と讀む  
(母尾) 京都の西  
(可幾) 思ふ通りにならること  
(旱) ひでりするも  
(亂逆) 北條の不臣  
(祈禳) 祈禱して禳ひ、天災を免れん  
(甚力) 餘程熱心す  
(服) 父義時の服  
(詣) 相談かける  
(割與) 分與して  
(太) 甚だと讀む  
(復何求) 別に何もいられ

子高重。兄子廣綱等皆死。廣綱、稚子當宥。叔父信綱請而斬之。泰時與時房議。凡論罪從輕。不復究捕。遂奏求首謀者。上乃分屬之諸將。時氏召所同渡。六騎置酒勞之。捷報鎌倉。上下相慶。初義時已遣軍日夜疑懼。會雷震其庖。義時大怖。以下告廣元曰。吾命窮乎。廣元曰。君臣之命皆天所司。今事之曲直。斷在天心。公何必怖也。故將軍之捷陸奥。雷震其陣。此安知非吉兆哉。於是捷聞果至。廣元引文治故事。論公卿斬泰時難戮之於京師。七月令諸將押送之東國。皆斬于途。獨忠信以其妹嘗適實朝宥死。流越後。後泰時得光親諫疏。大悔。殺之云。於是義時廢帝立高倉帝。孫守貞親王之子是爲後堀河帝。遂逼上皇削髮。徙之隱岐。徙順德上皇于佐渡。兩親

王于但馬備前土御門上皇不與謀。且諫之。以故不問。乃敕義時曰。朕安忍獨留十月。徒之土佐。後徒于阿波。是月獲秀康父子于南都。諸所籍沒三千餘邑。義時悉分與戰功將士。一無所取焉。而北條氏勢威滋熾。泰時既破官軍。與時房留鎮京畿。四年分居六波羅南北。號兩六波羅。泰時在京師。聞梅尾僧高辨名。往訪之。高辨語泰時曰。治國猶治病也。不究其因而藥焉。徒益病耳。治亂之因在人之欲。公苟絕欲以率之。治可幾矣。泰時大悅。元仁元年大旱。世以爲亂逆所致也。宜速定議。以鎮人心。泰時有八弟。多後母藤原氏出。泰時割與之父邑。自取太少。曰。吾爲執權。復何求焉。而藤原氏與其

(賓)島相子親のと  
(驟)度々云ふと  
(洩々)騒ぎて安心  
せぬこそ  
(口耳相屬)騒動起  
るかと咲くこそ  
(警)用心させ  
(可虞)用心せよと  
云ふこそ  
(大夫人)泰時繼母  
(渝)心變りのこそ  
(異圖)常ならぬ目  
論見と云ふこそ  
(惶恐)恐れて  
(物議)世間が彼是  
(聚首)内密の相談  
(四郎)政村のこそ  
(謁)面會して

弟光宗謀以其所生子四郎政村爲執權。以其女婿參議藤原實雅爲將軍。政村之冠三浦義村爲賓。約爲父子。於是光宗與弟光重驟適三浦氏府下。洩洩。口耳相屬。人或警。泰時一勸其兵備。泰時曰。置之乃故禁人出入。獨許數人給仕而已。遣時氏及從弟時盛於六波羅二人曰。鎌倉可虞。泰時曰。不如京師可虞也。遂遣之。有婢密告泰時曰。光宗兄弟矢於大夫人之前。莫之或渝。是必有異圖也。泰時曰。兄弟莫渝爲可嘉耳。已而騒擾不已。政子從一侍女夜造義村。義村惶恐出迎。政子曰。近日物議騒然。聞政村光宗日聚首於子家所謀何事。得非圖武州。義村曰。不知也。政子作色曰。何得曰不知也。且子挾政村以圖反乎。抑計和平也。義村乃誓曰。四郎無他。獨光宗微有異圖。臣當禁止之。明日。義村往謁泰時曰。

(故大夫)義時のと  
(眷遇)ひいき  
(公)泰時を云ふ  
(安平)平和のこと  
(日者)此頃と云ふ  
(云云)これく  
(訓導)それと無く  
(言ひ聞かせて  
(得服従)従ひたり  
(自若)變らぬこそ  
(偏私)偏りて私心  
あるこそ  
(府下)鎌倉中のと  
(宿將)古く仕へる  
(將士)相談かける  
(侵撫)領地を侵し  
盜むこそ

僕記。故大夫眷遇。公與四郎於僕何擇焉。所願安平是已。日者光宗欲云云。僕盡心諷導。終得服従。泰時顏色自若。曰。僕於政村固無隙。安有所偏弘也。居十餘日。府下又大擾。政子終抱賴經入。泰時第召義村及諸宿將令廣元論決。送實雅歸京師。流光宗于信濃。遷藤原氏于北條。廷議流實雅于越前。事卽定。不問黨與。嘉祿元年六月。廣元卒。七月。政子薨。泰時置評定引付兩職。諮詢政事。又置家令。以平盛綱。尾藤景綱爲之。申禁地頭侵攘。不得與京官抗置。京師籌卒鎌倉將士帶衛府官而不衛衛。而後期者皆納直縣官。貞永元年。泰時與三善康連議立式目五十條。以資聽斷。與評定衆十吏斷獄。輕罪止其身。母有羅織。盜竊者倍而贖之。武田信光。

(籌卒) 筹焚きて番する卒  
(納直) 不勤米料を納むること  
(羅織) 連累の者に強て罪させるここと  
(恒例) いつものきまりと云ふこと  
(更直) かはるゝ宿直する  
(尊) 蒲團しかねと墳墓のこと  
(進爵) 位を進めらるゝこと  
(不保終) 行末安心か出來まい  
(將祈之神) 終りを保つ様神に祈らん

與海野幸氏爭界。幸氏直泰時予之。或曰。信光卿公。泰時曰。嚮和田氏請宥胤長而先人流之。和田氏不能爭也。顧公私如何耳。畏怨而不決。何取於執權乎。信光聞之。自懼效書誓無他。泰時以示諸將。終爲恒例。嘉禎二年。泰時進從四位下。仁治三年六月卒。年六十。泰時爲人敦親族常推叔父時房。而下之。嘗在評定所聞弟朝時第有寇輒起赴援。平盛綱曰。是小事耳。公任重職。何自輕也。泰時曰。兄弟有難。何曰小事。以吾視之。與建保承久二役奚擇。苟喪吾親。重職何爲。朝時書藏於家。曰。世世子孫母背武州裔也。泰時不以權勢自異。常與諸將更直幕府。逮老不懈。當直之夕。不敢蓐也。每詣賴朝墳拜于堂下。或曰。盍上。曰。將軍在時。吾未得登。豈死將軍乎。其進四位也。謂人曰。無功進爵。恐不保終。吾將祈之神也。

（治安）安心なると（靡財）金を費やし（藏民）國民を苦しめるこそ（參政府）幕府へ出勤するこそ（率將士）將士に先立ち手本になる（貸）金借るこそ（息）利息のこそ（子本）利子と元金（儒人）道徳學者（武斷）武勇に任せ（吏事）政務のこそ（近士）そば家來（護兵）譲り送る兵（嗚咽）むせび泣

有僧說之曰。建一佛寺可以治安。曰。靡財蠶民。何治安之有。遂逐其僧。泰時銳意求治。其參政府先衆而入躬執勤儉。以率將士。將士貸於富家者。自爲償息。尤貧者。并償子本。遇有饑歲。發倉賑之。或設場救濟流民。及其卒。天下惜之。子時氏先卒。時氏子經時嗣爲執權。泰時常愛儒人。謂經時曰。爲政在文不可專用。武斷。經時長吏事。世稱有祖父風。遂襲其官。寬元二年。將軍賴經讓職於其子賴嗣。甫六年。經時有疾。亦傳執權於弟時。賴而卒。故朝時。子光時。有寵於賴經。因勸圖時。賴欲自代之。兵士集府下。時賴遣吏卒扼衢路。而以兵自衛。賴經使者來。不許見。光時削髮謝罪。流之伊豆。送賴經還京師。其近士三浦光村與爲護兵。至京師辭還。嗚咽曰。臣必有以報君也。既歸鎌倉。潛徵兵其邑。勸其兄前若狹守。

(近狀) 近頃の様子  
(不目乎) 見ぬか  
(頬首) 首を下げる  
從ふこそ  
(榜) 建札のこと  
(祠前) 社の前  
(寄宿) 宿泊する  
（迭出更入）代る代  
る出入するこ  
(鎧胄聲) 鎧兜の音  
(決起) ムツクミ起  
きるこそ  
(驚惋) 驚き残念が  
るこそ  
(匿名書) 名を書か  
ね書面  
(見尤怪) 怪しまる  
ればこそ云ふこそ  
(慰諭) 慰め諭すと

泰村反。泰村不果。泰村義村子也。時義村已卒。泰村威權仍  
盛族黨最廣。時賴外祖安達景盛削髮在高野。寶治元年四  
月景盛來府下數往。時賴家已而謂其子義景。孫泰盛曰。汝  
輩不目三浦氏近狀乎。而頬首之也。五月有榜于鶴岡祠前  
更入。時賴頗怪之。其夜聞障内有鎧胄聲。決起曰。果然麾一  
從者。徒步而歸。泰村驚惋不措。翌夜。時賴使人調三浦諸第。  
皆蓄兵仗。時賴益有戒心。將士聞之爭至。明日。泰村第有匿  
名書。曰。子將被誅。盍戒。泰村曰。是毒我者。取而毀之。使人謝  
時賴。曰。聞道路之言。如關泰村者。家僕傳聞。爭來相衛。即見  
尤怪。當速散去之。如事關他人。有須衆力。當率焉以奉援。時  
賴慰諭遣歸。大江季光妻泰村妹也。來勸其兄。決意反亦不

(一喫) 一口の飯  
(賜) 賜きキヨロ  
(するこそ)  
(懶) 不平を鳴らす  
(憐) 懐き怒る  
(密旨) 内命のこと  
(猶豫) ぐづくこそ  
(引刀) 刀を取りて  
(脅皮) 皮はぎり  
(輔佐) 助けたと云  
(先君) 我が父のと  
(多殺) 多く人を殺  
(懲) 恨みて愛相つ  
(妻孥) 家族のこと

果會時賴誓書至。令速罷兵。泰村大喜。從之。使者出。其妻賀  
進食。時村一嘆未能下。聞門外大囂。安達氏兵來攻。泰村愕  
眙。急防之。時賴於是遣弟時定將兵援攻三浦氏。令金澤實  
時守幕府。實時泰時弟。實泰之子也。大江季光將往。屬時賴  
之報哉。何遽北條氏之歟。與其族二百七十餘人皆死。諸三

(從祖父) 大なぢ  
(召至) 呼ばれて 鎌倉へ来るこさ  
(暴卒) 俄に死んだ  
こそ、道家は闇白左大臣故薨すとす  
べし、時頼が害せしならん  
(成政子志) 政子が嘗て皇子の下向を願ひし志通りにな  
りしこそ  
(循守) 従ひ守り  
(紙燭) 油塗りたる  
こよりのこと  
(皮) 膳棚のこと  
(碟) 盤のこそ  
(残餚) 残つた味噌  
(門地) 家がら

浦氏妻孥皆釋之後泰村女野本尼者謀作亂被殺先是時賴從祖父重時鎮六波羅北方時賴欲召之泰村止之建長元年召至竝執權時賴爲相模守四年道家暴卒賴嗣又圖主成政子志也時賴循守泰時式目内外稱治而其自奉多人所不堪大佛宣時時房孫也嘗詣時賴時已深夜時賴手一壺酒曰欲與子共之顧安所得肴照紙燭索子皮覩碟有殘醬取而佐酒其儉薄如此其用人不拘門地嘗擢青砥藤綱藤綱微者也少好學師僧行印遭年旱時賴聚僧施之又親祈于三島祠其束載之牛洩于水藤綱在傍叱曰汝亦做北條公薦事邪衆問其說曰方旱牛而有知盍洩于田今之

(據) 取立てるこそ  
(微者) 身分輕き者  
(少) 若くして  
(東載) 荷物を負ふ  
(洩) 小便するこそ  
(薦事) 供養のこと  
(不甄) 判然分けず  
(說之) 悅び好きて  
(封人) 領分境を司る役人のこそ  
(畔) 田のくろ境界  
(苞) 篠苞に入れて  
(外) 道理に背くも  
(後園) 郡の裏の畠  
(相摸公) 時頼のと  
(遣) おこすこと  
(持) かきさがす  
(一脯) 一枚の鹽魚

(布衣)着物  
(袴褶)騎射用の袴  
(刀室)刀の鞘  
(管子)齊の管仲の書

(業鏡)此世の善惡宿業の映る鏡

(一槌破碎)身死して映すべき業無と

(大道坦然)苦を脱せしこそ

(有物議)種々疑ひ

(尊ありたること)

(居常快快)いつも

氣わるでくらすと

(異志)謀反心

(強毅)心根強きと

(善射)弓の名人のこ

外萬里。是也。乃謂其尤奸者。世以此稱。時賴得人云。康元元年。時賴有疾。削髮先是時。賴學禪於宋僧道隆。爲造建長寺。又造最明寺。於是老於最明寺。長子時宗猶幼。以重時子長時執權。弘長三年。時賴卒。臨卒作偈曰。業鏡高懸。三十七年。位下任左馬權頭。外舅安達泰盛參與軍政。文永三年。將軍宗尊稱疾不出。僧良基入禱之。而不徵藥。府下頗有物議。兵士四至。良基出奔幕府。近臣稍稍出。留侍者五人而已。宗尊竟還京師。立其子惟康代之。七年。長時卒。時宗執權。時宗庶兄時輔。與長時弟義宗俱鎮六波羅。時輔居常快快。愧降於弟。九年二月。時宗令義宗擊時輔殺之。聞其有異志也。時宗爲人強毅不撓。幼善射。弘長中。大射於極樂寺第。將軍欲觀。

(小笠懸)笠を懸けて射る騎射の式  
(萬衆)衆人皆々  
(齋呼)同音に響る  
(任負荷)きつと執  
權職が勤まる  
(宋氏)支那の宋國  
(胡元)蒙古の國名  
(使聘)交際の使者  
(尋兵)續いて兵を差向けること  
(書辭)書面の文言  
(六反)六回のこと  
(虜)元を卑しめて  
みびすと云ふ  
(殲)殺したこと  
(欲遂初志)日本を  
從へんと思ふ初一  
念を遂げんとす

小笠懸。顧命諸士無敢應者。時賴曰。太郎能之。太郎。時宗幼字也。召而上場。時年十一。跨馬出。一發而中。萬衆齊呼。時賴曰。此兒必任負荷。當是時。宋氏爲胡元所滅。諸隣國皆服於元。獨我邦不通。使聘。元主忽必烈。令韓人致書於我。曰。不服則尋兵。朝廷欲答之。下鎌倉議。時宗以其書辭。無禮。執爲不可。元主復遣使者。趙良弼來。時宗令太宰府逐之。凡元使至。前後六反。皆拒不納。十一年十月。元兵可一萬來攻對馬。地頭宗助國死之。轉至壹岐。守護代平景隆死之。事報六波羅。令鎮西諸將赴。少貳景資力戰射殲虜將劉復。享。虜兵亂倉斬于龍口。以上總介北條實政爲鎮西探題。遣東兵衛京忠。何文著等九輩。至長門留不去。欲必得我報。時宗致之鎌

(水城) 海中に大なる堤を設け其中に戰艦を繫置く所  
(元貲) むだな費用  
(憤恚) むツとして  
いら／＼立腹し  
(舟師) 舟いくさ  
(漢) 支那本部  
(胡) 蒙古のこさ  
(舳舡相衝) 敵艦が  
舳舡を衝み續く  
(志賀島) 筑前の西  
なる海中に在り  
(鐵鎖) 鐵のくさり  
(發) 張りて据置く  
(左肘) 左のひぢ  
(鷹島) 筑前西海中  
(收據) 戰艦を收め  
て根據地とする

師西兵衛者悉從實政益築太宰府水城省冗費充兵備弘  
安二年元使周福等復至宰府復斬之元主聞我再誅使者  
則憤恚大發舟師合漢胡韓兵凡十餘萬人以范文虎將之  
入寇四年七月抵水城舳舡相衝實政將草野七郎潛以兵  
艦二艘邀擊于志賀島斬首虜二十餘級虜列大艦鐵鎖聯  
之殼弩其上我兵不得近河野通有奮前矢中其左肘通有  
益前仆檣架虜艦登之擒虜將王冠者安達次郎大友藏人  
踵進虜終不能上岸收據鷹島時宗遣宇津宮貞綱將兵援  
兵伏屍蔽海海可步而行虜兵十萬脫歸者纔三人元不復  
窺我邊時宗之力也七年時宗卒子貞時甫十四繼執權襲  
父官爵安達泰盛以外祖益專太宰府之捷其子弟與有力

(威望) 威勢強く人  
望あるこそ  
(狂易) 狂氣して平  
生とは常識變ると  
(謂) 謠言するこそ  
(夷滅) 滅し盡すと  
(倒載) 後ろ向に載  
せること  
(送還) 送り還すと  
(探題) 一方の軍事  
を總督する職  
(謀) 傾動すること  
(蟠命) 命令を偽り  
(景) 景慕すること  
にて、深く慕ふを  
云ふ  
(數) 度々云ふと  
(分曹) 組々を分け  
て云ふ

焉威望日盛與内管領平賴綱爭權内管領即家令也泰盛  
子宗景性狂易謂其曾祖實賴朝子也遂改姓源氏賴綱因  
潛之曰彼更姓冀爲將軍也十一月貞時發兵夷滅安達氏  
人以爲三浦氏之報也賴綱獨執政後賴綱亦圖反其長子  
宗綱告之貞時誅賴綱流宗綱正應二年九月府下騷擾貞  
時廢惟康倒載之輿送還京師東人曰將軍被流京師也乃  
請後深草帝三子久明爲將軍永仁元年置長門探題四年  
僧良基逃故源範賴裔吉見義世謀亂捕誅之正安三年貞  
時削髮而老使時賴孫師時政村子時村並代執權師時從  
弟宗方爭權矯命先殺時村遂欲殺師時貞時怒命宣時子  
宗宣誅之延慶元年廢久明立其長子守邦代之應長元年  
貞時師時相繼而卒貞時留意於政治景時賴之風初時政

(郡國)國郡のこそ  
(行)巡るこそ  
(冤枉)むじつの罪  
(間)窺はすこそ  
(間使)忍びの使  
(縉衣)墨染の僧衣  
(捕發)悪事をあげ  
(按之)檢舉するも  
(遺命)遺言のこと  
(頑率)頑固で輕卒  
(舊規)舊時に定め  
置きたる規定  
(勧降)官職の進退  
(予奪)職祿を與へ  
(賄)賄賂のこと  
(飲宴)酒宴すると  
(一日)或る日のと

義時以來數遣使分曹行郡國間吏民冤枉至於時賴貞時  
發間使被縉衣四出多所摘發吏不得欺也而間使又稍稍  
成奸時賴貞時終親出按之云貞時既卒長子高時甫九歲  
宗宣及時村孫熙時竝執權無幾皆卒長時姪基時及實時  
孫金澤貞顯代之高時舅安達時顯泰盛之弟也內管領長  
崎圓喜賴綱之甥也以貞時遺命共輔高時五年遂立高時  
執權文保元年高時爲相摸守高時性頑率委政於時顯圓  
喜二人協心修泰時舊規既而圓喜老子高資代之高資性  
多欲黜陟予奪一以賄成元亨二年陸奥人安藤堯勢與族  
季長爭邑而訟皆賂高資高資兩納之不決二人怒據邑反  
承久以來士之叛北條氏者始於此北條氏遣兵討之不克  
高時不以爲意日夕飲宴一日見狗鬪于庭喜之遂令吏民

(獒)強猛なる犬、  
むくいぬ  
(養視)飼ひ守らす  
(輿載)犬を輿駕に  
載せるこそ  
(哮噉)吠て喰付と  
(争戸)死骸を取合  
ふ有様のこそ  
(田樂)曲藝踊り  
(樂師)田樂の法師  
(纏頭)はなのこと  
(倡)田樂法師  
(姫人)側付の婦女  
(天狗)一種の獸類  
(圓顛)圓き頭のと  
(滿朝)政府に満つ  
(憤怨)むつとして  
怨むこそ  
(亂謀)北條氏を討

貢獒數千分附諸將養視輿載往來遇獒不下者有誅獒  
群鬪哮噉如爭戸者狀高時又喜田樂樂師亦數千纏頭費  
每以萬數一夕高時獨醉舞有十餘倡來歌以助之姫人鬪  
之倡皆天狗歌曰不見天王寺妖靈星乎歌終而去獸跡滿  
坐高時醒無所見已而有疾高資勸其削髮讓職於貞顯  
時弟泰家憚其不讓己亦削髮高時病起欲誅貞顯貞顯自  
髡謝之諸將爭倣之圓顛滿朝高時頗不平高資密令長崎  
高賴誅之高資覺捕高賴流之内外憤怨攝津渡部氏大和  
越智氏皆起兵高時命吏擊之又不克正中二年高時流中  
納言藤原資朝于佐渡以其圖北條氏也初北條氏定承久  
之亂立後堀川帝帝傳位於太子是爲四條帝帝崩朝議欲立  
順德皇子泰村思土御門帝不與亂謀也遣安達義景立

(皇統)天皇の正統  
(長講堂)京都五條  
にありたる寺院  
(湯沐邑)湯あみ髪  
洗費用の爲の領地  
(政柄)政權のこそ  
(儲貳)皇太子のと  
(憤恨)憤り恨まれ  
(速)掛り合になる  
(賊)卑しめて言ふ  
(高貴)害せんさせ  
(不成)賊、目的を  
達せざりしここ  
(檢之)取調べると  
(所圖)北條氏を滅  
ぼすこと  
(卿)貞時を指さる

其皇子義景途還曰。有如順德皇子立則奚爲。曰廢之。遂入京師立後嵯峨帝。帝二子後深草龜山相繼昇位。後嵯峨特愛龜山遺詔時賴曰。龜山之後永承皇統乃以長講堂領爲後深草湯沐邑。後深草上皇欲倚時宗力以得政柄。時宗不敢從已而龜山傳位於太子。是爲後宇多帝。上皇憤恨欲削髮。時宗乃以上皇皇子爲後宇多儲貳。是爲伏見帝。伏見帝立三年有賊淺原爲賴夜入宮中謀逆不成自殺。六波羅檢之。連龜山上皇上皇賜書於貞時。督無他。帝密勅貞時曰。龜山之在位。憤承久事。陰有所圖而不敢發立。其後非卿利也。貞時乃立帝皇子。是爲後伏見帝。後宇多上皇遣使責貞時。貞時乃廢帝立後宇多皇子。是爲後二條帝。因定議。後深草龜山二統。每十年更立。先是時賴分藤原氏爲五派。更任

(攝錄)攝政して萬機を總錄する任  
(朝議)朝廷の決議  
(承)相續すること  
(屬意)望を掛ると  
(陪臣)又けらい  
(世)代々云ふと  
(主廢立)天子を立て  
てゐるを廢するを  
我が思に任すことを  
(説教)味方に引よ  
せるこみを  
(案間)さんみする  
(不可)聞入れず  
(執説)定議を固く  
執りて  
(東宮)皇太子のと  
へ送らせ

攝錄貞時之議。天位蓋倣之也。及帝崩。立後伏見之弟。是爲花園帝。朝議欲立後二條皇子邦良。承其後。龜山上皇上皇特屬意於後宇多次子。遣使諭貞時立之。是爲後醍醐帝。邦良爲失政。竊喜之。令資朝及右少辨俊基等誘致。美濃源氏土岐其太子。帝憤北條氏以陪臣世主廢立也。陰謀滅之。視高時。失政。竊喜之。令資朝及右少辨俊基等誘致。美濃源氏土岐賴兼多治見國長等事覺。或告之於六波羅。北方北條範貞。會攝津民作亂。範貞因召四十八所。籌卒得三千人。以襲賴致資朝。俊基案問之。不服。遂謀廢立。帝因賜誓書。高時奉還其書。釋俊基。遂流資朝也。嘉曆元年。邦良薨。帝初欲廢邦良。立皇長子尊良。高時不可。至是。又欲立三子護良。遣使申後嵯峨。遣命高時執貞時議立。後伏見帝子量仁爲東宮。帝怒。

(山門座主)延暦寺の僧の長  
(呪詛)北條氏を祈り滅ぼす祈禱のと鞠而得實吟味して事實か知れたと陰謀)北條氏を滅ぼすたくみ  
(天道)後醍醐天皇(親王)護良親王(主上)後醍醐天皇(親王)護良親王(貽)残すこと  
(天道)天理に違ふ覺過失惡事の破れと云ふこそ  
(眞理)にらみ付け(迂腐)迂遠陳腐  
(兩上皇)後伏見花園の御二方  
(太子)量仁親王

與護良謀誘諸寺僧徒因以護良爲山門座主召僧圓觀等  
呪詛北條氏元弘元年事覺捕圓觀等鞫而得實再執俊基  
後伏見法皇亦使人來具告帝陰謀高時乃大聚諸將吏問  
計衆莫敢言高資曰主上親王流之公卿黨者斬之如此而  
所以執國命幾乎百六十年也今已執公卿又欲遷帝王如  
已勿再貽悔也二階堂貞藤諫曰北條氏世尊王室惠下民  
天道何苟使我而無覺朝廷何能爲高資睥睨貞藤曰迂腐  
之論何陳於今日公獨不知承久故事乎高時從之八月遣  
貞藤等以三千騎入京師基時子仲時政村曾孫時益方鎮  
南北得貞藤與計事事泄帝逃之南都仲時時益遣兵索宮  
中不獲帝則奉兩上皇太子于六波羅北方僧豪譽來告帝  
在叙山則遣近江守護將兵攻之不利已而南都僧來告帝

(二帥)仲時・時益  
(檢斷)六波羅の裁判官のこそ  
(縦城)城にすがり  
(呼譲)呼はり譲ぐ  
(追獲)恐れ多くも流  
(徒)恐れ多くも流  
(奉)奉ること  
(拘)拘留し奉る  
(護送)守衛して送  
(千窟)赤坂河内  
(百旗)播磨の地  
(甫)かぞへ年のと  
(山陽兵)山陽道國  
(徵)動員令を傳へ  
(よび)出す如し

在笠置山二帥乃使近江兵備叡山而遣檢斷糟谷宗秋隅  
田通倫等圍笠置城固不拔高時遣大佛貞直金澤貞冬將  
數萬騎助攻未至陶山義高小見山氏真率五十餘人夜乘  
風雨縦城而入縱火呼譲外兵應之城即陷帝逃走追獲拘  
之六波羅南方高時遣貞藤及安達高景立量仁即位是爲  
光嚴帝令貞直引兵攻官軍將楠正成走之二年請光嚴帝  
詔徙帝于隱岐千葉貞胤小山秀朝佐佐木高氏將兵護送  
已而楠正成復起兵皇子護良赤松則村繼起據千窟赤坂  
吉野白旗諸城高時遣義子阿曾時治與貞藤高直高資以  
五萬騎赴攻三年二月時治攻赤坂人見恩阿本間資貞先  
治俱援高直圍千窟不能下三月六波羅二帥徵山陽兵

(三石)備前の地名  
(摩耶山)攝津の山  
(警)用心させて  
(逃逸)逃れ出で  
(桂川)京都の西方  
(磧)河原のこそ  
(巷)小道のこそ  
(八幡、山崎)山城  
(運路)兵糧運搬道  
(梗塞)塞り通れぬ  
(陷伏)伏兵に會ひ  
(山徒)延暦寺僧兵  
(彌騎)弓射る兵  
(悉甲)兵を残らず  
(緑出すこそ)  
(陣)城上のひめ垣  
(相踵)つやくこそ  
(行在)後醍醐天皇  
の在す所

降於則村爲守三石。則村進據摩耶山。二帥又徵四國兵。伊豫豪族亦應官軍。二帥遣近江兵攻則村。大敗。於是數警。隱岐守護備帝逃逸。而帝果逃歸伯耆。二帥再遣萬人攻則村。又敗。則村與藤原宗鎮縱火來攻。遣宗秋通倫以兵二萬拒之。桂川則村子則祐亂流來擊。我兵又大敗。時已夜。新帝兩上皇入六波羅。二帥大出兵於七條磧陶山高通。河野通盛。卷戰走。則村退走。扼八幡山崎。運路梗塞。二帥遣兵擊之。陷伏敗還。而山徒亦以護良令來攻。二帥遣彌騎擊走僧兵。因啗以利。又使近江守護佐佐木時信備之。高通通盛又敗。則村子京南而官軍將源忠顯大兵來攻。二帥悉甲乘陴。時信以五千人擊走忠顯。而結城親光遽降官軍。士卒多逃。二帥告急於鎌倉。使者相踵。四月。高時遣名越高家足利高

(獵川)山城の地名  
(鮮甲)綺麗な鎧  
(挺前)抜け駆のと  
(傍観)傍で見居て  
(張飲)酒宴すると  
(吏胥)小役人のと  
(撃卻)撃ちのけ  
(環起)取巻き起り  
(四走)四方へ逃る  
(番馬驛)近江の地  
(夾挾むこそ)  
(獨)たゞ云ふと  
(發)起して  
(微糧)兵糧を微發  
(諸邑)諸方の領地

氏等西上半守京師。半攻行在。高家朝時五世孫也。與則村戰。狐川被鮮甲挺前中箭死。高氏傍觀不戰。下馬張飲。遂降。官軍合兵攻京師。京師兵三萬。大半吏胥不習戰。二帥乃深溝固壘。守之。擊卻忠顯。已而城兵大潰。餘千餘人。二帥聽宗秋議。夜奉兩上皇。新帝太子空城東走。土兵環起而射。太子以下四走。矢中新主。肘時益死。之天明。又遇敵數百。擊破而過。明日至番馬驛。遇土兵數千人。奉龜山皇子守良夾路。而陣宗秋擊破其前鋒。而兵疲矢盡。走入佛寺。與仲時謀。欲據近江一城。時近江守護殿。而後待之。不至。仲時曰。是亦叛矣。乃謂其兵曰。獻吾首於官軍。是我所以報。諸君之勞也。乃自殺。宗秋以下四百餘人從死。新主兩上皇。被收入京師。高時未之知也。獨聞高氏叛。則恐。發上野下野等六國兵。附弟泰。

(其鋒)其先鋒軍  
(入間河)武藏の河  
(久米河)同上  
(分倍)同上  
(次軍泊ること)  
(令齊射)一齊に弓を射さす  
(駆走)驚きにげる  
(敗聞)敗滅したと失色)怖れて顔色  
(間隔)隔てゝ云と  
(子囊坂)相撲の地  
(猜疑)尊氏と同意なきこと  
(極樂寺坂)相撲地  
(感激)感じて心勵む  
(假船坂)相撲の地

家西上。因徵糧於諸邑。次至新田義貞邑。義貞斬其吏。高時大怒。乃專北向其鋒。遣金澤貞將。櫻田貞國。分道攻義貞。貞國與義貞戰于入間河。殺傷相當。退次久米河。明日又戰。不利。退次分陪。高時遣泰家援之。黎明。令兵三千人齊射。而全軍從之。大破義貞軍。既勝。驕不設備。會三浦義勝叛屬義貞。二族皆叛。貞將與戰敗走。諸軍敗歸。鎌倉則六波羅敗聞至。矣。内外失色。間一日。義貞三道來攻。高時乃遣基時貞直。守時。守時長時孫而足利高氏妻兄也。拒子囊坂。大敗。曰。吾被猜疑。不若速死。乃自殺。貞直拒極樂寺坂。敗退。家臣本間某。獲罪家居。是日出戰。斬敵將大館宗氏。獻首貞直而自殺。貞直感激。冒敵陣死。基時與義貞相持于假船坂。而義貞撰兵。

(相持)にらみ合ひ  
(先塹)先代の墓所  
(演)隊伍バラ／＼  
(に逃く)逃げれる  
(己灰)焼けて灰になり  
(節)忠節のこと  
(招降)招き降らす  
(呵止)呵り止ると  
(抗者)手向ふ者  
(披)バツと退くと  
(爲圖)自殺せよ  
(快戦)心よく戦ふ  
(撤幟)指物を捨て  
(裏办)刃物た鎧の中に隠し持ち  
(掀)差上げること  
(訣飲)死ぬ水盃す  
(屬脇)盃を指す

自稻村崎入縱火府中。高時以千餘人逃于東勝寺。先塹貞將戰死。基時國時鹽飽聖遠父子皆自殺。三道軍皆潰。安東聖秀自極樂寺軍還。則府第已灰矣。憤激曰。百年之跡。何無一死節屍乎。下馬將死。其從女爲義貞妻。贈書招降之。聖秀作色謂使者曰。吾姪士家女。何爲此無恥之言。而義貞亦不呵止之也。以書握刀割腹而死。義貞軍進入府中。無復抗者。皆披還見。高時曰。事已至此。公自爲圖。雖然。臣猶欲一快戰。獨長崎高資子高重力戰敵。四面萃之。高重左右衝突所向皆披。還見。高時曰。事已至此。公自爲圖。雖然。臣猶欲一快戰。公且待之。乃乘其愛馬。與百餘騎撤幟裹刃。雜入新田氏軍。狙擊義貞。垂及而覺。敵兵圍之。高重乃大呼奮擊。馬上掀敵。一將投數步外。敵軍辟易。高重走至東勝寺。則高時以下方訣飲。屬脇高重。高重三醜傳之。攝津道準而自屠。抉腸出之。

(三醸)三口飲み  
(自屠)切腹して  
(抉腸)腹わたを摑  
みて出し  
(好下物)よき肴  
(満酌)十分一杯つ  
(盡牛)半分飲みて  
(遺託)頼み残し  
(遺胤)残した子  
疾にくみて  
(亡匿)にげ隠れる  
(舍者)かくまふ者  
(餓死)餓死して死ぬ  
(後圖)再舉のこさ  
(孩)抱拘へる子供  
(付)渡せよ  
(眷)もつかうのと  
(饑衣)血の付く衣

一道準笑曰。好下物也。因満酌盡半以傳諏訪直性而死直性。  
與長崎圓喜皆死。高時乃自殺。從死者凡六千八百餘人。高時有二子。曰萬壽。龜壽。萬壽之母之兄五大院宗繁受高時遺託爲匿。萬壽義貞購求高時遣胤。宗繁欲斬送萬壽而憚物議。乃給萬壽曰。敵且來捕。宜逃伊豆。萬壽從之。宗繁走告義貞。追獲斬之。義貞疾宗繁所爲。將誅之。宗繁亡匿。無舍者。道餓死。初泰家密諭諏訪盛高曰。萬壽既託宗繁矣。汝奉龜壽以爲後圖。雖家兄自招禍而天豈遠忘我祖宗德哉。時高時逃葛西谷而龜壽猶孩從在母所。盛高往言於衆婢曰。速付次郎我公欲訣之。聞太郎已死。次郎亦終難免耳。衆婢皆泣。盛高佯怒取之而去。走信濃。匿於諏訪祠官賴重家。泰家既遣盛高。欲自脫走。爲重傷歸鄉者狀。臥眷中。以饑衣自覆。

(號)しるしのこさ  
(昇之)手でかくと  
(先導)先き道びき  
(行遠)遠く行きた  
るころ  
(度)見ばかりて  
(航而)船で  
(筑紫)九州の地  
(阨)固めて居た  
(犯)攻めるこさ  
(阿彌陀峯)京都の  
東山に在り  
(有死)殺さすに  
(邑)知行地のこさ  
(謀反)官軍に背き  
(見誅)斬殺される  
(敗死)敗軍して死  
ねこさ  
(有舊)古なじみあ

南部景家伊達匡衡昇之令二卒繫新田氏號騎而先導走陸奥。餘兵三百餘人。度其行遠火第自殺。新田氏至。以爲泰家已死也。鎌倉與六波羅間十五日。皆夷滅。長門探題時直房第五子也。爲土居氏得能氏所攻。航而東走。聞高時死。欲還筑紫。筑紫探題北條英時亦爲少貳貞經所攻。殺。時直因貞經降宥死歸邑。尋病死淡河。時治時房孫也。初屯越前阪北陸道。已而越中守護名越時有戰死。平泉僧兵來攻。時治時治與妻子皆自殺。時直時治之亡。與鎌倉六波羅皆同月。是月。大佛高直。二階堂貞藤。長崎高資等解千窟圍。退保南都。七月。謀犯京師。官軍來攻。高直等削髮而降。斬于阿彌陀峯。以貞藤嘗諫高時。特宥死歸邑。尋謀反見誅。明年。赤橋重時。僧憲法及本間澀谷規矩。絲田氏等竝起。皆敗死。而泰

(窺伺) 目を付けて  
様子を窺ふこと  
(蓄髮) 髪を延ばし  
(期約) 出兵の時日  
を定め約束すると  
(逃亡) 逃げて  
(黨故) 徒黨の古な  
じみの者  
(招聚) よび集め  
(兼行) 曜夜行き  
(橋本) 遠江の地名  
(亡者) 逃げる者  
(阻隔) て  
(剥面) 顔の皮むき  
(謂) 思へりと讀む  
(二旬) 二十日のと  
(目之) 名づけて  
(野) 大和の地名

家自陸奥潛來京師。依藤原公宗公經裔。與北條氏有舊。相俱窺伺朝廷時。朝廷失政。天下士民皆思北條氏。泰家於是蓄髮更名。時興時龜壽在信濃亦更名。時行約期攻京。師事覺。公宗被誅。時興逃亡。不知所終。而時行與諏訪賴重招聚黨故。旬日得五萬人。東攻足利直義於鎌倉。走之。尊氏屋時基更ト日兼行。戰于橋本。後軍多亡者。且戰且退。阻相摸河而陣。水方漲。時基不備。足利氏夜濟。時基大敗。與三百人走歸。賴重使時行脫走。而與四十餘人剥面自殺。足利氏至。謂時行既死也。時行起兵二旬而敗。世目之曰。二十日前代。時行之起也。名越時兼亦起。北國及時行敗爲加賀將士所攻滅。延元二年。時行遣使詣吉野。行在上言曰。臣父伏天。

(伏天誅) 践ありて  
天皇より誅せらる  
(困) 困らし奉る  
(青野原) 美濃の地  
(匹馬驛) ひくま驛  
(寸兵尺鐵) 僅の刃物  
(物) 云ふこと  
(社席) 警團と云ふ  
とにて坐乍らの意  
(其宗) 家の一族  
(削弱) 殺して削り  
弱め  
(疏斥) 疏遠に除け  
(自剪伐) 同宗を切  
り拂ひ  
(異姓) 北條氏のと  
(懸珠) 懸け離れる  
(謬計) 間違の計策

北條氏を信じたと  
(陰謀狡智)腹の悪  
き目論見惡智慧  
(關其骨肉)兄弟同  
士打させ  
(剪其手足)力にな  
る者を除け無くし  
(潛收)目に立たぬ  
やうに引取り  
(默竊)黙つて盜み  
(未措手)まだ手を付  
(翼賊)上を助け崇  
むること  
(悖逆)惡逆無道  
(惴惴焉)恐れる貌  
(間然)説ること  
(以理)天理を以て  
(舊史)古き歴史

也。聞其骨肉剪其手足潛收默竊其權而如已未嘗措手及  
其得權亦有所翼戴而不敢自居辭其名而取其實舍其利  
而操其柄使天下不能議己。子孫守其遺謀而加以周密終  
使帝王之廢立攝錄之進退盡取決於己。而如已無所顧不  
得已而爲之措置是北條氏家法所以能長持天下權衡焉。  
而至於盡心民事前後武族所罕覩也。蓋自知其悖逆人神  
所不容惴惴焉計以此贖之而泰時其最者矣。世之論者於  
秦時無所間然已。余謂承久之事秦時其罪之魁也。何哉。使  
泰時之賢果如所傳乎。則既定禍難擁大兵於輩下諸大處  
分莫不由己。其於朝廷與幕府往復之際豈無所以善處之。  
己可以理導又可以勢禁是之不思而陷其父於大惡難有  
善政寧贖其罪耶。是知舊史所稱泰時勸其父詣闕納降不

(決前)意を決して  
進めと云ふこと  
(出恩仇之私)恩ある御方と仇と見る御方とで取扱私意  
(過裏)ほめすぎ  
(蛇鷹)蛇は大、鷹は少、皆人を害す  
(鬼蟻)蟻は短狐とて陰悪のもの  
(稱兵)兵を起すと  
(抗拒突き張合ふ  
(幽囚)押し込め  
(斧鉄)死刑の道具  
(醜類)北條氏主從  
(殘)ねだやしす  
(恢恢)廣大の意  
(洞鳴)おどかす  
(窮屈)斬さいなむ

聽臨發問遇親征則何爲。曰。降之。否則決前皆史氏爲之文  
過耳不足信也。至其立後嵯峨亦出恩仇之私論者謂之天  
命正理亦過褒矣。然北條氏七世其可以人理論者獨有泰  
時。其他如義時輩皆蛇虺鬼蟻。又曷足責歟。或傳義時誅深  
見某者而近其子卒爲所殺。噫。是其必然也。昔平清盛源義  
仲竝稱兵抗上皇皆除讒人而已。不敢遂其幽囚之計也。然  
猶不免誅滅。如義時者真無前逆賊而得脫叛名於世天其  
假手其臣僕斃之也。及其子孫遇新田氏之斧鉄抉其巢穴  
殲其醜類天網恢恢疎而不漏。豈不信哉。外史氏曰。時宗之  
御元虜保我天子之國足以償父祖之罪矣。虜蓋以其所以  
恫喝趙宋者來擬於我。我卻其使不納。未有曲直也。及彼以  
兵來脅剪屠我邊彊則曲在於彼。彼使再來不可不執而戮。

(所挾)こだてとす  
る所  
(機宜)やり方よろ  
しきこと  
(接武)時宗のあと  
を續ぐとのこと  
(張皇)擴張して宏  
大にすること  
(土着)九州土着兵  
(軍須)軍用

(砲礮)大砲  
(長技)すぐれたる  
わざのこと

之折彼凶威定我民志奪其所挾而決死待之可謂深中機  
宜矣。否則我幾何而不爲趙宋也。其後唯菊池氏之待明庶  
幾接武。足利氏屈膝外嚮不足言已。豊臣氏能不辱國體勝  
足利氏萬萬然至與明戰。張皇太甚。內自困敝。雖攻守異勢。  
不及北條氏遠矣。北條氏之策。守則土著不煩徵發。軍須不  
擾。經費委任將帥。不自中掣之。其戰則憑陸誘寇。走舸逆戰。  
短兵急接。皆可以爲後世之法也。吾嘗觀鎮西士人所傳元  
寇圖。卷虜盛以砲礮臨我。而我兵揮刀奮前虜不暇發焉。蓋  
是時我未有火器相敵。吾是以知兵之勝敗在人不在器。我  
長技自有在。爲可恃也。

日本外史卷之四終

終

